

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 6 月 8 日 (月曜日) 午前10時開議

(開 議)

第 1 一般質問

(散 会)

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (54人)

1 番	菊	地	公	平	3 番	上	野	照	弘
4 番	吉	村	太	志	5 番	田	仲	常	郎
6 番	宮	崎	吉	輝	7 番	中	村	義	雄
8 番	鷹	木	研	一 郎	9 番	戸	町	武	弘
11 番	片	山		尹	12 番	村	上	幸	一
13 番	日	野	雄	二	14 番	吉	田	幸	正
15 番	西	田		一	16 番	田	中		元
17 番	金	子	秀	一	18 番	廣	田	信	也
19 番	立	山	幸	子	20 番	た か の	久 仁	子	
21 番	小	松	み さ	子	22 番	富 士 川	厚	子	
23 番	渡	辺	修	一	24 番	中	島	隆	治
25 番	松	岡	裕	一 郎	26 番	木	畑	広	宣
27 番	村	上	直	樹	28 番	成	重	正	丈
29 番	岡	本	義	之	30 番	三	宅	ま ゆ み	
31 番	森	本	由	美	32 番	大 久 保	無	我	
33 番	小	宮	け い	子	34 番	森		結 実	子
35 番	泉		日 出	夫	36 番	中	村	じゅん	子
37 番	山	崎	英	樹	38 番	山	田	大	輔
39 番	宇 都	宮		亮	40 番	永	井		佑
41 番	伊	藤	淳	一	43 番	高	橋		都
44 番	山	内	涼	成	45 番	荒	川		徹
46 番	大	石	正	信	47 番	伊	崎	大	義
48 番	本	田	一	郎	49 番	奥	村	直	樹
50 番	小 金	丸	かずよし		51 番	小	宮	良	彦
52 番	井	上	し ん ご		53 番	柳	井		誠
54 番	村	上	さ と こ		55 番	松	尾	和	也
56 番	有	田	絵	里	57 番	井	上	純	子

欠席議員 (3人)

2 番	佐	藤	栄	作	10 番	香	月	耕	治
42 番	宇	土	浩	一 郎					

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	岩 佐 健 史	危 機 管 理 監	山 下 耕太郎
技術監理局長	石 川 達 郎	政 策 局 長	遠 坂 佳 将
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財政・変革局長	武 田 信 一
保健福祉局長	小笠原 圭 子	子ども家庭局長	中原田 香 織
環 境 局 長	木 下 孝 則	産業経済局長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	池 永 紳 也	都市戦略局長	小 野 勝 也
都市整備局長	南 孝 昌	港湾空港局長	倉 富 樹一郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上下水道局長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	中 島 尚	公営競技局長	宮 金 満
教 育 長	太 田 清 治	行政委員会 事 務 局 長	武 藤 朋 美

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
議 事 課 長	松 尾 康 彦		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、6月5日に引き続き一般質問を行います。50番 小金丸議員。

○50番（小金丸かずよし君）皆様おはようございます。北九州会の小金丸かずよしでございます。本日は傍聴にお越しいただきまして、また、ライブ中継を御覧いただいている皆様、本当にありがとうございます。

皆様、先週から議会が始まりまして、推しを言われる方が多いので、私も推しをお伝えしたいと思います。私の推しは72歳の現役プロレスラーの藤波辰爾さんですが、先日、自民党の吉村議員に先を越されてしまいましたので、別の推しをお伝えしたいと思います。皆さん、今週からいよいよ世界48か国が参加するサッカーのワールドカップが^{北中米}~~メキシコ~~で開催をされます。私も、もう30年以上も前になりますけど、小学校から高校までサッカー部に所属しておりまして、今は中3の息子の応援をするだけですけども、ワールドカップには非常に燃えて応援をしたいと思っております。日本代表の初戦は来週月曜日15日の朝5時となっておりますので、オランダ戦ですね、日本代表がかつてはキャプテン翼の夢の舞台だった世界で優勝する姿を見たいと思いますので、ぜひ皆さんどうか応援のほどよろしくお願いします。

それでは、これから質問に移らせていただきます。

1つ目に、不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について伺います。

文科省の調査によれば、我が国の小・中学校における長期欠席児童生徒数のうち、令和6年度の不登校児童生徒数は35万3,970人であり、12年連続で増加し、過去最多となっています。本市においても、令和6年度の不登校児童生徒数は2,663人、小学生993人、中学生1,670人と増加傾向にありまして、不登校児童生徒の居場所づくりや学習機会のさらなる充実が求められています。不登校の背景には、いじめ、発達特性、家庭環境、学習環境など複数の要因が複雑に絡み合っており、登校、不登校という単純な二分法では捉え切れない状態です。子供たち一人一人の学びと成長を保障していくことは、自治体として重要な責務だと考えます。本市においても、学校現場の努力に加え、教育委員会により児童生徒や保護者を対象に様々な対策を行っておりますが、改善すべき課題は残されていると思います。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、令和9年4月開校予定の北九州市立学びの多様化学校について伺います。

本市は、学校で対面での学びを志向している不登校児童生徒にとって新たな選択肢となる学びの多様化学校の開校に向け、令和7年7月に設置した検討会議で検討を深めるとともに、基本計画の作成や施設の工事等を進めており、今後は生徒募集に向け、入学説明会や保護者面談、授業体験等を予定していると伺っております。

そこで、学びの多様化学校の概要と期待する効果についてお尋ねいたします。

2点目に、不登校生徒の学びの場における経済的負担の軽減について伺います。

不登校の子供たちには、安心して過ごせる第3の居場所が不可欠だと考えます。本市には、学校以外の場所で対面で学ぶことを希望する児童生徒の選択肢として、市内4か所に設置されている教育支援室に加え、民間のフリースクールや放課後デイサービスなどの民間の施設があります。このうち、民間のフリースクールの利用料等は原則として各家庭の自己負担であるため、経済的な理由により適切な学習環境を確保できない状況も生じているとお聞きします。この点は、通常の学校に通う児童生徒との学習機会の公平性という観点で見ると課題と言えます。また、他都市の中には、東京都や相模原市のように、フリースクール等を利用する児童生徒の御家庭に利用料を月額最大2万円まで助成する自治体も見られます。

そこで、本市においても、経済的理由で学びの機会が制限されないよう、不登校児童生徒の家庭に対する経済的支援について検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、対面で学ぶことに不安がある児童生徒を対象とした支援として、オンラインで授業を受けたり、チャット等で交流したり相談を行ったりする未来へのとびらオンライン教育支援室があります。この取組は、児童生徒が規則正しい生活習慣の改善につながったり、学習への興味関心を持つように支援したりすることなどにより、社会的自立と自ら登校を希望した際の円滑な学校復帰に資する観点からは一定の効果があると考えます。一方で、複数の学年の児童生徒の授業が合同で行われていることに加え、授業時間も学校と比較して短いことから、学力を定着することができるのか気にして参加自体をためらうケースもあると伺っております。

そこで、不登校児童生徒のオンライン学習環境のさらなる充実のための取組について見解をお伺いします。

2点目に、生活道路としての西本町から東田地区間の環境改善と市道化に向けた課題について伺います。

議場配付資料を作成しておりますので、併せて御覧いただければと思います。場所は、コジマ電器から祇園町商店街に抜ける歩道になります。ここをイメージしながらお話しさせていただきます。

八幡東区の国道3号、西本町三丁目交差点から鹿児島本線高架下を抜け、東田一丁目南交差点へ至る道路は、地域の生活道路として多くの住民の方に利用されています。先ほどもお伝えしましたが、駅を通過して、西本町を通過して、コジマ電器やグッデイなどに向かう途中の道路になります。しかし、この道路のうち、特に高架下部分は暗く、死角が多い上、壁面には繰り返し落書きがなされており、市民の方から、落書きがひどく、景観が悪い、夜間は暗く、歩くのも不安との声が多数寄せられております。また、この付近にある歩行者が利用する地下道についても老朽化が非常に進んでおりまして、雨の日は雨水がひどくたまったり、安全性の観点からも利用は望ましくないとの意見もあるとのこと。

現在、これらの道路の管理は所有者である日本製鉄が行っており、日本製鉄から北九州市へ道路を譲渡したいとの申出があったと伺っております。この申出を受け、本市と日本製鉄の間

で譲渡に関する協議が進められているとのことですが、この協議には時間を要すると聞いております。しかし、譲渡協議が長期化する一方で現場の落書きや景観悪化が放置されたままとなっており、市民生活に影響が出ているのが現状です。管理者が日本製鉄であるため、本市として直接的な対応が難しいことは十分に理解しております。しかし、地域の方にとっては欠かせない生活道路であることから、管理者である日本製鉄と本市が協働し、早期に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、当該道路について市が早期に日本製鉄から譲り受け、市道として管理していただきたいと考えますが、見解を伺います。

最後に、いのちのたび博物館資料の適切な保存体制確立と友の会支援の在り方についてお伺いいたします。

皆様御承知のとおり、いのちのたび博物館は命の旅をコンセプトに、生命の進化の道筋と人の歴史を壮大なスケールで展示解説した西日本最大級の自然史・歴史博物館で、令和6年度には47万人を超える方々に来場していただくなど、非常に多くの方に親しまれております。また、ここには理念の一つとして資料収集、保存及び研究を進めていくことを掲げており、2023年度時点では展示資料が約9,500点、収蔵資料は86万点以上を所有し、市民の貴重な財産を未来に引き継ぐ重要な役割を担っています。このような中、博物館では収蔵庫の9割以上を既に使用しているため、新たな収集資料を保管するスペースの確保が課題であるとお伺いしています。

そこで、市民の財産である博物館資料を今後も適切な状態で保存していくため、例えば廃校になった学校施設を活用するなどスペースの確保が必要と考えますが、収蔵スペースの確保の取組状況についてお伺いします。

2点目に、友の会との協働による博物館の運営についてお伺いいたします。

いのちのたび博物館の運営は、シーダーと呼ばれるボランティアや友の会の皆様の活動に大きく支えられています。このうち自然史友の会については、1979年に発足以降、北九州を中心とした地域の自然を見詰め、記録する活動を行っておられます。博物館の展示や研究機能の拡充に必要な標本など多彩な資料を寄贈いただくなど、なくてはならない存在であり、まさに友の会の活動と博物館は車の両輪であると言えます。また、響灘ビオトープや山田緑地で生物を調査し、データ収集等の活動を行うなど、本市のネイチャーポジティブの取組を支えておられます。一方で、友の会は限られた人員で運営されているため、人員的にも財政的にも非常に厳しい状況であるとお聞きしております。博物館の運営が今後も円滑に、また発展的になされるためには、友の会との連携、協働は欠かせないと考えます。

そこで、博物館から友の会への支援の取組について見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。御清聴いただき、誠にありがとうございます。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君） 皆さんおはようございます。

大項目 2 つ目となりますが、生活道路としての西本町から東田地区間の環境改善と市道化に向けた課題、市が早期に日本製鉄から譲り受け、市道として管理をというお尋ねがございました。

議員御質問の八幡東区西本町から東田地区に至る J R 高架下の道路は、かつては八幡製鉄所に勤務する従業員や関連事業者の皆様が製鉄所構内と往来するために設置された企業専用の道路でございました。その後、東田地区は土地利用が大きく変化をいたしました。現在も日本製鉄が管理を行っており、近年は東田地区の開発により進出した企業や商業施設などへのアクセス道路の一つとして、多くの市民や企業関係者の皆様が利用しております。

他方、施設の老朽化に加えまして、この道路をまたぐ J R の橋桁への自動車の接触事故が発生し、列車の運行に支障を来すこともあったため、日本製鉄は道路の廃止や市への管理引継ぎの意向を示しておりました。このため、北九州市といたしましては、これまでに日本製鉄や J R 九州と管理の在り方について協議を行い、高架下の入り口に車両の高さを制限する防護バーを設置するなど、安全面での協力を行ってまいりました。

この道路のような、いわゆる私道である道路を市が管理するには、市道としての認定が必要となります。このためには、道路としての公共性ととも、1 つには道路敷地の無償譲渡など権利関係の整理、2 つ目に幅、そして排水設備などの構造的な基準といった要件を満たすことが必要となります。加えまして、この道路については老朽化した施設への対応などの課題もございます。このため、日本製鉄など関係者の皆様との協議には時間を要しているところでございます。しかしながら、喫緊の課題である落書き対策など利用環境の改善につきましては、市道の認定とは切り離して関係者と協議し、対応方法を検討してまいります。

いずれにしましても、この道路は多くの商業施設や企業などが集積をする東田地区と J R 八幡駅周辺や国道 3 号を結ぶアクセス道路の一つでございます。今後も、日本製鉄などの関係者と適切な管理の在り方について協議を継続してまいります。以上となります。残りは担当局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君） 教育長。

○教育長（太田清治君） 大項目 1 つ目の不登校児童生徒の学びと成長を支える教育支援体制の強化について、学びの多様化学校の概要と期待する効果、不登校児童生徒の家庭に対する経済的支援、不登校児童生徒のオンライン学習環境のさらなる充実のための取組について御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

現在、北九州市においても全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、児童生徒が安心して過ごせる学びの場や居場所の確保は教育施策における重要課題の一つであると認識しております。教育委員会においては、これまでに、学校内に設置し、一人一人に応じた支援を行うステップアップルーム、市内 4 か所に設置し、専門的な指導員による相談支援や学習支援を

行う教育支援室、1人1台端末を活用した未来へのとびらオンライン教育支援室などにより、不登校児童生徒の在籍する学校、学級と緊密に連携を取りながら多様な学びの場を整備してまいりました。

これらに加え、在籍校には通えなくても学校で学びたいと願っている不登校の児童生徒の居場所や学びの場の選択肢を増やすため、令和9年4月、八幡西区の教育センター内に学びの多様化学校を開校する予定としております。この学校は、専任の校長を置く独立した中学校として設置し、各教科等の教員や養護教諭等、一般の中学校と同様に配置するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的な立場から生徒や保護者を支援していくようにしております。また、一般の中学校より登校時間を1時間繰り下げるとともに、年間の授業時間を削減する中で自分の関心や好奇心に合った学びに挑戦したり、職場体験、工場見学等を行う総合的な学習の時間は標準の時間数より増やすなど、柔軟な教育課程の編成を行ってまいります。これにより、様々な実態や背景を抱えている生徒一人一人が安心して自分らしさを発揮しつつ、より体験的、探求的な学びを実践することによって前向きに自分の将来を思い描き、社会に自立するための学力やコミュニケーション能力、協働性や社会性等を育めるよう、学校と教育委員会が一丸となって、これから始まる新しい学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、議員御指摘の民間のフリースクールは、文部科学省によれば、不登校の児童生徒に対し学習活動、生活体験などを行っている民間の施設とされ、民間の自主性、主体性の下に設置されているものでございます。民間のフリースクールは多様な学びの場の一つとなるものですが、その運営内容等に係る公的な関与も基本的には行われていないことから、その規模や活動内容は多種多様であり、フリースクールに関する財政的支援は考えておりません。今後も、児童生徒に関する情報交換など、学校、教育委員会とフリースクールとの間で適切な連携を図りつつ、引き続き公的な学びの場の環境整備に注力してまいりたいと考えております。

最後に、未来へのとびらオンライン教育支援室、通称みらとびと呼んでおりますけれども、1人1台端末を使用し、スクールカウンセラーや教職員とオンラインでつながりながら学習や交流を行うものでございます。中学生は週3日、小学生は週2日の日程で、児童生徒の興味関心を高める教科等のオンライン授業を実施するほか、キャリア教育やオンライン社会見学、多様なプログラムを提供することで学習意欲の向上と社会的自立を目指しております。児童生徒からは、みらとびこそが自分を最も成長させてくれたといった感想や、保護者からは、みらとびは子供にとって学校生活そのものであり、かけがえのない居場所だったという声が寄せられております。

このように、みらとびは、人と直接接する環境での学びに不安を抱える児童生徒にとって大切な心の居場所として、社会とのつながりを維持する上で重要な役割を果たしております。引き続き、このような役割を保持した上で、学力の定着を希望する児童生徒も考慮し、今後は、

本年7月に導入予定のA I型学習アプリを効果的に活用してまいります。教職員の支援の下でA I型学習アプリを活用することにより、みらとびの授業によってかき立てられた学びへの興味、関心がさらに深まるなど、個々の状況に応じた学習支援につなげていくことを考えております。このようなオンライン学習環境の充実にも努めながら、子供たちの社会的自立へ向けた一歩をより踏み出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）いのちのたび博物館の資料に関しまして、廃校となった学校施設の活用など収容スペースの確保、そして、博物館から友の会への支援の取組の2つの御質問について一括して御答弁申し上げます。

いのちのたび博物館は、自然史、歴史、考古の3つの博物館を統合して開館いたしました、北九州市を代表する文化教育施設でございます。令和6年度には47万2,957人の方に御来館いただき、開館以来の総入館者数も900万人を達成したところでございます。

博物館の収蔵資料は、北九州市の自然、歴史、文化を将来へ継承していくための重要な市民共有の財産であり、調査研究、展示、教育普及活動の基盤となるものでございます。そうした中、収蔵資料は年々増加しておりまして、既存の収蔵スペースに余裕が少なくなっていることは博物館運営上の重要な課題であると考えております。こうしたことから、現在、博物館では限られた収蔵スペースを有効に活用するため、資料の整理・分類、収蔵棚の配置の見直し、資料情報のデジタル化などに取り組んでいるところでございます。

また、今後も増加する資料を長期的かつ適切に保存していくためには、博物館以外の新たな収蔵スペースの確保に向けた検討も必要であると考えております。一方で、博物館資料の保存には、専門的な温度・湿度管理、防虫・防カビ対策だけでなく、セキュリティ、床荷重の確保などを求められるため、廃校施設を含む既存施設を活用する場合には、必要な改修費や維持管理費、資料の安全性などについて総合的に検討する必要があるとございます。いずれにいたしましても、市民の貴重な財産である博物館資料を適切に保存していくため、計画的な収蔵機能の在り方と必要なスペースの確保につきまして、引き続き研究してまいります。

次に、自然史友の会につきましては、昭和54年に市内外の自然史愛好家が集い、自然について学び合う場として発足し、独立した任意団体として活動を行っております。また、北九州地域を中心に、自然の調査・記録、研究発表、会誌の発行、観察会など幅広い活動を継続されており、これらの活動を通じて蓄積された知見や資料は、いのちのたび博物館の自然史分野における調査研究や教育普及活動の充実に大きく貢献しているものと認識いたしております。

一方で、議員御指摘のとおり、担い手確保や運営面での課題があることも承知しており、博物館ではこれまでも、活動場所の提供、研究発表会等の開催支援、学芸員による専門的な助言、広報協力などを通じて連携を図ってまいりました。今後とも、友の会の皆様の自主性を尊重しつつ、丁寧に意見交換を行い、活動の見える化、参加機会の拡大、若い世代への周知、事

業成果の発表などに協力しながら、持続的な連携・協働関係の構築に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）50番 小金丸議員。

○50番（小金丸かずよし君）御答弁ありがとうございます。まずは、順番は前後しますけども、市長から御答弁いただきました東田の高架下の件で第2質問させていただきます。

先ほど、非常に前向きな御答弁をいただいたと認識しております。私道であれ公道であれ、市民生活に悪影響を与えているということを第1優先に考えていただいて、それを改善に向けて市としても努力していただけるものと確信しております。その中でお尋ねしたいことは、これまでどのくらいの頻度で協議が行われてきたか。そして、これから、ここの議会だけの御答弁ではなくて、具体的にいついつ落書きを例えば消したり、安全を確保したり、そういったことを考えられているかお尋ねさせていただきます。

○議長（中村義雄君）都市整備局長。

○都市整備局長（南孝昌君）今、東田に抜ける道路の件で御質問いただきました。日本製鉄等の関係者とはこれまで、以前から、2011年頃から申出がありまして、協議をずっと続けているところでございます。御答弁で申し上げましたように、権利の関係とか構造的な要件とか老朽化への対応、それぞれ課題がありまして、その時々で協議はずっと続けてきております。この課題をどのように解決していくかというのが今一つの焦点となっております、それぞれの立場については共有は進んでいると認識をしております。先ほど御答弁しましたように、落書きとか照明の関係とか、市民生活に影響を及ぼす分は切り離して、いつまでにということでは、相手がある話ですので、そこの協議を進めながら、できるだけ早く改善できるように努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（中村義雄君）50番 小金丸議員。

○50番（小金丸かずよし君）ありがとうございます。そのお言葉を信じて、しっかり市民のために安全性の確保、落書きの除去等を行っていただきたいと思います。

時間が非常に短くなりました。教育長、御答弁ありがとうございます。学びの多様化学校についての期待感が、市民としても非常に高い、不登校児童生徒を持つ保護者としても非常に高い状況です。その中で、定員が50名と定められている中で、1学年が約15名なわけですね。この中で選考に漏れた、極端に何百人、何千人とは想定していなくて、例えば55人であったり70人であったり100人であったり、対象者が絞り切れない場合の対策等があればお答えください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）先に、先ほどフリースクールのところで、私、生活体験と読みましたけども、体験活動の誤りです。訂正させていただきます。

今、議員から御質問ございました定員のことでございますが、実は私ども定員という言葉は使っておりませんで、学校規模という言い方をしております。できる限り御要望に応じて学ん

でいただきたいという気持ちはございますけれども、基本的に、中学校という形で今進めておりますが、少人数、そして個々の生徒が自分のペースで学ぶスタイルということを柔軟に取り入れた学校ということを想定しておって、その中でも特に学級という集団、それから日々共に学ぶということを基本に考えていく教育を考えておりますので、そういったことから、他都市の状況も鑑みまして、各学年15名程度、全体で50名程度、少し上回ってくるということも予想しておりますけれども、おおむねこの規模でいけるのではないかと今のところは考えておりますので、今御提案いただきましたので、そういったことも十分考えながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）50番 小金丸議員。

○50番（小金丸かずよし君）ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後の質問にさせていただきますけども、いのちのたび博物館のバックヤードを実際に見学させていただきました。その中にはたくさんの文化財が保存されておりました。先ほど第1質問させていただきながらも、やはり学芸員さんの目の届く範囲内での管理が望ましいと考えます。ですから、これから減ることはいないんですよね、文化財とか貴重な資料は増えていく一方ですので、市としての適切な考えをこれからも計画していただきたいと思っております。終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）皆さんおはようございます。自由民主党・無所属の会、菊地公平でございます。今回も60分という時間をいただきました。諸先輩方に感謝を申し上げます。

私ごとではございますが、このたび春の褒章で、私の父、中島慎一が40年間議員を務めたことを評価されまして、きよく日中綬章という章をいただくことができました。それもこれも、ここにいらっしゃる同僚の先輩の議員の皆様、そして執行部の皆様、皆様に支えられてのことと思います。ここに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

私は、ここしばらく、部活動の地域展開について複数の保護者からたくさんのお問合せをいただけてまいりました。その会話を重ねる中で気づいたのは、議論の前提そのものが共有されていないということです。保護者の皆さんが知りたいのは、認定地域クラブがこれまでの部活動や町にある民間のクラブチームと一体何が違い、我が子は何をどう選べるのかという一点です。ところが、その違いと役割分担を整理した、言わばすみ分けの地図がどこにも示されておられません。やむを得ず私は、私の理解ではと前置きをした上で、自分なりに体系を組み立てて説明をしてまいりました。

議場配付資料の1枚目を御覧ください。この内容になります。私の理解は、この図のとおりです。部活動は学校が主体となり、教育活動の一環として、原則としてどの生徒も低廉に参加できるもの。認定地域クラブは、学校の外の活動でありながら、市が、営利を目的としないこ

と、中学生が自由に参加できること、安全管理などを審査して認定し、部活動の持つ教育的意義を引き継ぐものです。そして、民間のクラブチームは、認定とは関わりのない純粋な民間のサービスです。つまり、市の認定という公共のフィルターが地域クラブと民間クラブを分け、運営の主体と費用負担、そして教育的な位置づけが部活動と地域クラブを分ける。こういう構造になっております。

本来、これは市が真っ先にお示しになるべき設計図のはずです。では、なぜこのフレームワークが関係者に共有されないのでしょうか。私は、2つの構造的な原因があると考えております。一つは、地域クラブに求める要件そのものが整理されていないことです。何がこの制度を既存のクラブと分けるのか、今お話ししたような線引きが市自身の文書の中で言語化されていないということです。そしてもう一つは、その境界を関係者に伝え、つなぐべきコーディネーターの機能が現状、学校と地域クラブの側に偏っており、肝腎の保護者に向けた情報発信は弱いものとなっております。定義が曖昧で、伝える役割も保護者を向いていなければ、情報の共有は起こりようがありません。

そこで、お伺いいたします。

まずは、すみ分け構造の説明についてです。本市は、部活動、認定地域クラブ、民間クラブチームの3者の違いと役割分担をどのような体系として整理しておられるのでしょうか。市としてのすみ分けの設計図を改めてこの場でお示してください。

次に、コーディネーターについてです。現在配置されているコーディネーターについて、その役割を全てお示してください。また、コーディネーターは現在何名配置され、その任用形態と配置の根拠はどのようなもののでしょうか。あわせて、保護者に向けた情報発信や相談対応はその役割の中に位置づけられているのかどうかをお示してください。

続きまして、関門製糖工場の持つポテンシャルについてお伺いします。

昨年6月の本会議において、私は、鈴木商店が門司・大里に残した赤れんが建築群を核としたまちづくりについて問題提起をいたしました。あれから1年、関門製糖の生産終了は令和8年9月末といよいよ目前に迫り、その跡地の行方は門司区の将来を左右する最重要の地域課題となってまいりました。本日は、この関門製糖跡地が秘めるポテンシャルについて、立地、文化、観光の3つの観点からより具体的に提案を申し上げます。

議場配付資料の5、6、7ページを御参照ください。まず1点目は、立地の観点です。関門製糖の敷地は、JR小森江駅至近、国道199号に面し、海にも直結する、門司区では極めて貴重なまとまった平地であります。その規模は約6ヘクタール。ここで強調したいのは、本市がすぐ隣の太宰府市三丁目と同じ構図のまちづくりを既に成し遂げているという事実です。旧帝国麦酒工場、後のサッポロビール九州工場が移転した跡地においては、過去約22ヘクタールに及ぶ大規模な工場跡地を、赤れんが建築を保存、活用した門司赤煉瓦プレイスと多様な住宅や店舗が調和する魅力ある市街地へと再生させました。関門製糖の敷地約6ヘクタールは、この

拠点開発区域のおよそ3分の1の規模であります。つまり、本市は、大規模工場跡地を歴史的価値の保存と新たな居住人口の確保とで両立させるという手法を既に実証済みです。これは、ゼロから挑む冒険ではなく、再現可能なまちづくりであります。

大里地区は、JR門司駅の1日の乗車人員が5,000人を超える交通利便性の高さを背景に、近年はマンション開発が相次ぎ、住宅地としての人気と需要は門司区内でも際立っております。人口減少が課題とされる門司区において、小森江駅を中心に新たな居住人口を呼び込み得る数少ないチャンスが、この跡地であります。それと、私もここの住人でございますが、天気の良い日は最高の夕焼けを見ることができます。

2点目は、文化の観点です。現在も稼働する関門製糖の赤れんが建築は、明治37年、鈴木商店が建設した大里精糖所の建物であり、鈴木商店が門司・大里に進出した、まさに第1号の投資物件であります。門司の一大産業拠点も神戸製鋼所への投資も、全てはここから始まりました。第1工場と明治39年増設の第2工場の大部分や製品搬出入用の岸壁などが、今も現役で残っております。重要文化財に指定されるかどうかは、確たることは申し上げられません。しかし、門司の産業遺産群の原点という、その文化的価値は論をまたないものです。門司赤煉瓦ブレイスが国の登録有形文化財として生かされているように、生産終了を見据え、まずはその価値を正しく評価、記録し、保存と活用の道筋を描いておくべきものと考えます。

3点目は、観光の観点です。国道199号より海側のこの一帯は、岸壁を備えた臨港地区であり、海に開かれた親水公園として整備できる希有な空間です。昨年、みなとオアシスへの追加登録について、現状では港を核としたまちづくりの取組やふさわしいコンセプトがないとの御答弁をいただきました。しかし、まさにコンセプトの核こそがこの跡地活用にはほかなりません。みなとオアシスに求められる旅客施設、交流・休憩空間、駐車場、情報提供機能は、この立地でこそ一体的に整えることができます。

具体的に申し上げますと、跡地の岸壁を生かして連絡船の新たな船着場を設ければ、既に唐戸と門司港を5分で結ぶ関門連絡船と組み合わせ、門司港、唐戸、小森江を結ぶ新たな三角航路が描けます。来訪者は、跡地に車を止め、船で唐戸と門司港を巡り、電車で小森江駅へと戻る。また、逆でもいいですが、マイカーやバスを起点とした海峡周遊観光が成立いたします。さらに、背後の風師山トレッキングなどとも結び、歩いて、乗って、登って楽しむ滞在型の観光拠点へと育てることもできます。

以上、立地、文化、観光の3点より申し上げました。ここで、看過できない懸念を1点申し添えます。仮に、この跡地が民間に売却される局面が訪れれば、その後の土地利用に本市の意向を反映させることは著しく困難になります。一度売却された土地は、二度と元には戻りません。私が申し上げたいのは、手後れになる前に、市としてどういう町にしたいのかという構想と受皿を準備しておくべきだということです。仮に、売却が検討されるのであれば、本市が取得することも選択肢に含め、必要な都市計画の見直しを図ることで、新たなまちづくりが現実

のものとなります。サッポロビール跡地で、過去の市長はそれを実現してまいりました。前回と同様の取組、しかも規模が3分の1であれば、相応の成功確率はあると考えます。これらを踏まえて2点お伺いします。

まず、新たな住宅開発の必要性について伺います。

旧サッポロビール九州工場跡地は、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業により、赤れんが建築の保存と新たな居住地、商業地の創出を両立させました。小森江駅至近、約6ヘクタールの関門製糖跡地についても、大里地区の旺盛な住宅需要を踏まえれば、同様の手法で人口導入とまちづくりが可能と考えます。新たなまちづくりが可能な貴重なチャンスだと考えますが、市の認識をお答えください。

次に、国道199号より海側の臨港地区を岸壁を生かした親水空間、連絡船の新船着場として整備し、門司港、唐戸を結ぶ新たな周遊観光や風師山等と組み合わせることで、新たなみなとオアシスも視野に入ります。跡地活用こそが港を核としたまちづくりの核となり得ると考えますが、市の見解をお答えください。

続きまして、給食の残食問題とその解決策についてです。

昨年6月の本会議で、私は給食の残食問題について、より精緻な実態調査を求めました。これに対し、教育委員会からは、残食率は県で統一した方法により、児童生徒の食べ残しに加え、全く手をつけていない欠席者分まで含めて算出しており、長期欠席者数の増加が高止まりの主因であること、その割合が高い中学校で残食率が高いことを示されました。本質的な原因が、食の好みではなく、欠席にあると特定されたことは大きな前進であったと評価しております。

議場配付資料の8ページ、9ページ目を御覧ください。昨年8、9月分よりこの算出方法が見直され、欠席により生じた残食分を控除した喫食者数に対する残食率へと改められました。令和7年度の数値では、4月から7月に主食で約6%だった残食率は、8、9月以降、1%台へと大きく低下しているのが分かります。ただし、これは数字上だけの話であって、実際は昨年度同等水準の残食率であると同っております。これは、実際に登校して食べている児童生徒の残食は低い水準にあり、今残されている残食の多くが、学校に足が向きにくい子供たちのために用意され、手をつけられないまま廃棄されている分であることを意味しています。

ここで申し上げたいのは、決して子供たちを責めることではありません。むしろ、学校に行きづらい子にとって、給食が登校の小さなきっかけになることもあり、その一食は大切に確保しておきたいというのが私の思いです。問題は、当面の登校が難しいと御家庭が分かっている場合にまで一律に食材を調理し、廃棄してしまう、今の仕組みの硬直性にあります。とりわけ令和8年度からは、いわゆる給食費無償化が実施され、市立小学校の食材費は100%国と市の公費で賄われ、中学校でも食材費の高騰分は市が負担しています。登校が見込めないと分かっている分まで一律に調理し、廃棄する運用は、子供たちのためにも、また公費の面からも見過

ごせない損失となっています。

そこでまず、不登校など見通しの立てやすい長期欠席について、毎月、各保護者へ当月の給食が必要かどうか確認し、御家庭が当面は難しいと判断された場合には、その分の食数を無理なく調整できる仕組みを構築してはいかがでしょうか。もちろん、いつ登校しても給食を受けられる体制は維持した上で、給食だけでも食べに行っていきたいという保護者の思いを尊重し、家庭の意思を起点とした柔軟な運用を求めますが、見解を伺います。

次に、食数の調整が難しい場合であっても、廃棄量そのものを減らす取組が必要であると考えます。昨年、私は各局横断の対応を要望いたしました。本市は、環境局が残しま宣言運動を展開し、フードバンク北九州ライフアゲイン等とも連携の素地を持っております。給食現場で生じる未調理の食材や常温保存可能な品目をこの既存の枠組みに接続できないか、見解を伺います。

最後に、非常勤職員の報酬等について伺います。

行政の運営は、正規職員だけでなく、多種多様な非常勤職員によって支えられています。専門的な知識や経験を生かして行政サービスの充実を図ったり、地域と行政をつなぐ役割を担ったり、その職務や任用形態は様々ですが、いずれも住民福祉の向上や地域課題の解決に重要な役割を果たしております。その中で今回、スポーツ推進委員の役割と活動の実態についてお尋ねします。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき委嘱される特別の非常勤職員であり、地域における実技指導、市民スポーツの普及、健康づくり、各種スポーツ事業の運営支援など、行政と住民、スポーツ団体をつなぐ連絡調整役として本市の地域スポーツ振興の最前線を担っている方々です。こうしたスポーツ推進委員は、各まちづくり協議会より原則2名ずつ推薦され、本市においては市長から委嘱を受ける形で就任し、活動しております。

まず、スポーツ推進委員の活動実態について伺います。

スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの推進役として重要な役割を担っていると認識しております。本市においては現在何名のスポーツ推進委員が委嘱されており、どのような活動を主にどのような時間帯に行っているのか、各区における配置状況についても併せてお示しください。その上で、市はスポーツ推進委員の役割を本市のスポーツ施策や地域スポーツの振興を進める上でどのように位置づけているのか、その必要性についての認識を伺います。

次に、スポーツ推進委員の担い手確保について伺います。

全国的には、スポーツ推進委員の成り手不足や高齢化が課題となっております。本市において、各区の委員数は定数や地域で必要とされる人数を充足しているのでしょうか。また、定数に満たない地域や後継者の確保に苦慮している地域はないのか、現状と課題認識について伺います。

最後に、スポーツ推進委員の報酬の取扱いについて伺います。

スポーツ推進委員には報酬が支給されています。しかし、市の職員がスポーツ推進委員に委嘱された場合には報酬が支給されていないと承知しております。現在、本市の職員でスポーツ推進委員を務めている方は数名と認識していますが、数が少ない背景には、一般の方が委員に委嘱された場合との報酬の取扱いの違いも一つの大きな要因としてあるのではないのでしょうか。そもそも担い手不足への対応として、公共意識の高い市の職員へ期待することは有効であると考えますが、見解を求めます。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、第2項目、関門製糖工場の持つポテンシャルについて、そのうちの2つ目、国道199号より海側の臨港地区を親水空間、連絡船の新船着場として整備し、みなとオアシス登録を目指してはどうかというお尋ねがございました。

みなとオアシスとは道の駅の港版でございまして、港を核としたまちづくりを促進するため、住民の参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を地方自治体等が申請しまして、国土交通省が登録するものでございます。新たなみなとオアシスとして登録をするためには、門司港レトロ地区のように旅客施設が整備された後、港を核としたまちづくりの取組が行われて初めて申請できる段階となります。みなとオアシスの申請の際には、1つには、地域住民、観光客、クルーズ旅客、その他の港湾利用者等の交流及び休憩の機能、2つ目に、地域の観光及び交通に関する情報提供の機能が備わっていることが必須とされておりまして、この機能を発揮する代表施設、またはこれを含む複数の施設により構成することが求められます。

議員お尋ねの関門製糖株式会社の工場跡地は、関門海峡に面した良好な景観を有しており、観光の観点でポテンシャルの高い場所であると認識をしております。御提案の船着場の整備に当たりましては、運航事業者による門司港、唐戸、小森江地区を結ぶ新たな周遊航路の開設の意向があることが前提となります。その上で、施設の整備につきましては、乗客が安全に乗り降りするための新たな浮き桟橋の設置などに多額の費用を要する見込みであることから、費用対効果や他の施設を含む施設整備の優先度などを総合的に検討する必要があります。

いずれにいたしましても、現時点において関門製糖の工場の生産終了後の活用方針が定まっていないことや運航事業者の意向が示されていないことから、まずは関門製糖や運航事業者の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、大項目4つ目、非常勤職員の報酬等について、そのうちの1つ目、スポーツ推進委員の委嘱状況と活動状況及び市としてスポーツ推進委員の位置づけやその必要性、お尋ねがございました。

スポーツは、市民の皆様お一人お一人の心身の健康と生きがいを育むとともに、世代や地域を超えた交流を生み出し、町の一体感やシビックプライドを醸成し、地域社会と都市の活力を高める大きな力を持つものと認識をしております。こうした中、スポーツ推進委員はスポーツ

基本法に位置づけられた非常勤の特別職でございまして、北九州市スポーツ推進委員設置規則に基づき委嘱し、地域におけるスポーツ振興の担い手として御貢献をいただいております。

スポーツ推進委員の委嘱状況につきましては、令和8年4月1日現在、定数274名に対して256名の方を委嘱しておりまして、区ごとの配置状況は、門司区28名、小倉北区40名、小倉南区49名、若松区26名、八幡東区28名、八幡西区64名、戸畑区21名となっております。また、委嘱に当たりましては、地域の人口規模や実情などを踏まえつつ、原則、各校区のまちづくり協議会から2名ずつ御推薦をいただきまして、地域スポーツを支える体制を整えております。

次に、活動状況につきましては、区や校区で開催をされる各種のスポーツ大会、ニュースポーツの普及、健康づくりなどに加えまして、北九州マラソンをはじめとする市の全域を対象とした大規模イベントの運営などにお力添えをいただいております。また、活動は各種大会や地域行事が開催される休日を中心となっており、準備や打合せ、研修等につきましては委員の皆様が参加しやすい平日の夜間などに実施しているところでございます。

このように、スポーツ推進委員は地域、スポーツ団体、行政をつなぐコーディネーターとして、地域スポーツの基盤を支える欠かせない存在であると認識をしております。スポーツは、健康づくりはもとより、人と人とのつながりを強め、地域の力を高める重要な基盤であり、今後ともスポーツ推進委員の皆様と力を合わせ、市民の皆様一人一人が地域でスポーツを通じて健やかに心豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1つ目の中学校部活動の地域展開の現状について、まず、部活動、認定地域クラブ、民間クラブの違いと役割分担をどう整理し、生徒、保護者、学校、運営団体に共有しているのか伺うという質問にお答えいたします。

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有するものとして行われてまいりました。しかしながら、少子化の進行や顧問を担う教員の負担増などにより、学校部活動の継続そのものが難しくなることが全国的に懸念されております。また、生徒の学校部活動に対するニーズも多様化しており、その指導者の確保にも課題が生じております。このような全国的な課題に対し、国は、明治以来続いてきた部活動という教育システムの大変革のチャレンジといたしまして、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域クラブ活動に展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法が改正され、地域の実情に応じて、学校や地域クラブ等との緊密な連携の下に地方公共団体が必要な施策を講じること、国が地方公共団体に対し、必要な助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることが定められました。

こうした流れの中で、北九州市では令和7年5月、北九州市部活動地域展開推進計画を策定

し、令和7年9月から令和9年9月にかけて、休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくこととしております。地域クラブ活動は、学校部活動が有していた人間関係の構築促進などの意義を引き継ぎつつ、さらに、生徒のニーズに応じた多種多様な体験、学校の垣根を越えた仲間とのつながりの創出、クラブメンバー、指導者など幅広い世代との豊かな交流など、新たな価値の創出も目指すものでございます。また、このような地域クラブ活動の目的を担保するため、文部科学省が令和7年12月に示した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、各自治体が地域クラブの認定の仕組みを設け、公的な関与を行うこととされており、これに基づいて北九州市では、教育委員会が主催する研修を受講した者が指導に関わること、勝利至上に偏ることなく、北九州市の学校部活動のガイドラインに準じた休養日、活動日を設定すること、営利を目的とした運営でないことなどの要件を満たした団体について、地域クラブの認定を行っているところでございます。

認定地域クラブの担い手としては、保護者会や従前からスポーツ、文化芸術活動を担ってきた民間の団体など様々な主体が想定され、この一部にいわゆる民間クラブ活動も含まれます。これらのいわゆる民間クラブチームについては、レクリエーションの性格を持つものから競技性や成績を重視するものまで様々な活動が行われていると承知しておりますが、文部科学省のガイドラインにのっとり定めている北九州市の認定要件を満たすものについては、地域クラブとして活動を行うことが制度上、可能でございます。このような学校部活動の地域展開の動きや地域クラブの特徴、認定制度については、昨年6月以降、保護者、教職員、関係団体等を対象に数多くの説明会等により精力的に説明を重ね、また、生徒についても、学校を通して動画等により周知に努めてきたところでございます。

いずれにせよ、現在、国が主導する大変革のチャレンジである地域クラブ活動への展開の過渡期にございます。北九州市としては、先般設置した地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議において、課題の共有や意見交換を行いながら市民の皆様の理解を促しつつ、子供たちが自分の可能性を信じ、自己実現につながられるよう、学校頼みの活動から町全体で支える活動へと考えの下、教育委員会として責任を持って、令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

次に、コーディネーターの役割、数、任用形態と配置の根拠について伺う。あわせて、保護者に向けた情報発信や相談対応が役割の中にどのように位置づけられているのかという質問にお答えいたします。

教育委員会では、休日の学校部活動の地域クラブ活動への段階的な展開を円滑に進めていくに当たり、地域クラブの認定制度を設け、地域クラブの立ち上げ支援などに努めてきました。こうした教育委員会の取組に関する業務を補完、強化する役割として、学校や地域、指導者との幅広い連携を図る部活動地域展開コーディネーターを、令和7年9月より会計年度任用職員として現時点で2名配置しております。なお、この2名はいずれも元中学校長であり、それぞ

れ市の中学校体育連盟と市の中学校文化連盟の元会長でもあり、学校部活動にも深く精通している方でございます。

このコーディネーターは、国が示した地域クラブ活動創設・運営ガイドブックにおいて、学校と地域、地域クラブの経営者となりますけれども、をつなぐつなぎ役として機能し、活動の調整や人材の発掘を円滑に進めることを役割とし、部活動の地域展開における一連の取組を円滑に進めるなどの点で適切に配置していくことが重要とされています。具体的には、元中学校校長などとしての経験を生かし、学校と地域クラブ間の情報共有や連絡調整、指導者の確保と質の向上、活動場所の確保や施設利用などの調整の支援、保護者や地域クラブ関係者からの相談対応等の業務に従事し、地域クラブ立ち上げの伴走支援を行った結果、現在138のクラブを認定するに至っております。

このようなコーディネーターの業務は、地域クラブの立ち上げに向けた支援や相談対応を中心として設定しているところでございます。他方、保護者に向けた情報発信については、コーディネーターに任せるのではなく教育委員会全体が行うべきものと考えており、これまでも、例えば広く市民を対象とした説明会を全区で開催し、令和7年度には58回、約2,000名へ説明、令和8年度に中学校へ入学する約7,400名の児童とその保護者に説明の動画を配信、部活動地域展開通信や地域説明会の案内などを市のホームページに掲載するとともに、保護者への連絡アプリ t e t o r u で送信するなどしてきたところでございます。

教育委員会としては、保護者とのコミュニケーションを適切に図っていくことは最も重視すべきものと考えております。今後も、さきに述べた取組に加えまして、ポスターやよくある質問などをまとめたFAQなど、より分かりやすい形での情報発信を進めていくことにより教育委員会全体で保護者へのさらなる理解促進に努め、学校頼みの活動から町全体で支える活動への考えの下、教育委員会として責任を持って、令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目3つ目の給食の残食問題とその解決策について、不登校などの長期欠席について毎月保護者へ当月の給食が必要かどうかを確認し、食数を無理なく調整できる仕組みを構築できないか見解を伺う。未調理の食材や常温保存可能な品目を既存の枠組みに接続できないか見解を伺うという御質問にお答えいたします。

北九州市では、令和6年度において、不登校児童生徒が小・中学校合わせて2,663人おります。こうした児童生徒及び保護者とのコミュニケーションにはデリケートな部分を含み、細心の配慮を行うことが重要と考えております。

不登校の児童生徒は、保護者の意向により事前に給食を停止している場合もありますが、急に登校が可能になるなど状況が変化するため、いつか出席できたときのためにとの思いから給食をあらかじめ停止しない事例も見受けられます。こうした中、議員御提案の残食量削減の観点から保護者へ当月の給食が必要かどうかを事前に確認することについては、一定期間登校し

ないことを前提にしているように受け止められるおそれがある上、保護者や児童生徒の中には学校に登校できていないことを繰り返し想起させ、心理的負担を与える場合もございます。このため、不登校など長期の欠席者に対して残食削減の観点を優先して一律かつ機械的に確認を行うことは教育的配慮を欠く対応となりかねないことから、本人や保護者の心情に十分配慮しつつ個別具体的に対応する必要があると考えております。

今後も、不登校児童生徒がいつ登校しても安心してみんなと一緒においしく給食を食べることが出来る状況をつくっておける学校であるよう、教育委員会も一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、廃棄量を減らす取組について、教育委員会では残食をできるだけ減らせるよう、児童生徒に対して、学校給食は必要な栄養を摂取できるよう作られていること、フードロスが環境に与える影響や食料を大切にすることの意識の向上といった食育を通じて、給食を残さず食べることの大切さを教えております。加えて、児童生徒の喫食状況やし好を踏まえ、楽しく進んで給食が食べたくなるよう献立を工夫しております。また、児童生徒のライフスタイルや体格の違いから食べることが出来る量が異なるため、配膳量を調整し、無理なく食べ切れるよう工夫しております。

また、議員御指摘のフードバンク等との連携については、学校給食協会がフードバンクに対して、一斉休校や学級閉鎖の際に発生した未調理食材の品目及び数量の情報を提供し、できるだけ有効に活用してもらうことで廃棄量の削減に取り組んでおります。今後も引き続きフードバンク等と連携し、未調理食材の活用について意見交換や情報収集を行いながら廃棄量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）関門製糖工場の持つポテンシャルについてのうち、大里地区の旺盛な住宅需要を踏まえ、旧サッポロビール九州工場跡地と同様の手法で新たなまちづくりが可能ではないか、市の見解を伺うとの御質問にお答えいたします。

関門製糖株式会社の工場が立地する門司区大里本町地区は、関門海峡や風師山といった自然に恵まれた景観が美しい地域でございます。また、鉄道駅に近く、国道199号にも面するなど、交通の利便性にも優れた立地となっております。

関門製糖株式会社の工場が立地する土地につきましては民有地であり、この土地活用につきましては、一義的には土地所有者である同社の意向に基づくことが基本であると考えております。同社からは、本年9月末までで生産を終了することが発表されておりますが、工場跡地の活用につきましてはいまだ正式な方針や考え方は示されておられません。一方、議員が御指摘のサッポロビール九州工場跡地につきましては、土地所有者のまちづくりの意向を踏まえまして、組合施行の土地区画整理事業などにより良好な住環境が整備されたものでございます。このため、今後、工場跡地の活用の在り方につきましては、北九州市としては、土地と建物を所

有する関門製糖側の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）非常勤職員の報酬等のうち、2つの御質問に順次お答え申し上げます。

まず、スポーツ推進委員の定数不足地域や確保に苦慮している地域などの現状と課題認識についてにお答え申し上げます。

近年、スポーツに期待される役割は、競技力の向上にとどまらず、健康増進、介護予防、地域コミュニティの活性化、さらにはインクルーシブスポーツを通じた障害のある方に対する理解促進など多岐にわたっております。こうした中、スポーツ推進委員は、北九州市スポーツ推進委員設置規則に基づき、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整、市民の求めに応じたスポーツの実技指導、学校や行政機関が行うスポーツ行事等への協力、スポーツの推進及び普及を図るための啓発や実践などを行うことといたしております。

こうした役割を担うスポーツ推進委員には、各地域で、ディスコン、ペタンク、モルック、バグギーなど、年齢や性別などを問わず誰もが気軽に参加できるニュースポーツの体験会や大会の開催に御尽力いただいております。また、障害の有無にかかわらず参加できる風船バレーボールなど、インクルーシブスポーツの推進にも取り組んでいただいております。さらに、地域のお祭りや行事の運営にも積極的に御協力いただいております。こうした活動を通じて地域の皆様の健康増進、世代間交流、コミュニティの活性化などを支えていただいているものと認識いたしております。

こうした中、平成7年度のスポーツ推進委員の充足率につきましては95.3%であり、政令指定都市の中では4番目に高い水準となっているものの、一部の地域で欠員が生じており、欠員発生地域は137地域中18地域となっております。また、委員の平均年齢も上昇傾向にあり、今後の担い手の確保は中長期的な課題であると受け止めております。このため、今後とも、各区役所やまちづくり協議会、スポーツ団体等との連携を一層密にしながら、欠員が生じている地域の実情や活動への影響を丁寧に把握するとともに、スポーツ推進委員の活動内容や地域での役割を分かりやすく発信し、研修機会の充実、参加しやすい活動日時の工夫などに取り組んでまいります。あわせて、性別や世代を問わず、より多くの方に御参画いただけるよう、関係機関とも連携しながら持続可能なスポーツの推進体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

先ほど、こうした中、令和7年度のスポーツ推進委員というところを平成と言い間違えました。失礼いたしました。訂正させていただきます。

次に、市職員でスポーツ推進委員を務めている者が数名と少ない背景には報酬が未支給であることが一つの大きな要因であると考えるが、担い手不足への対応として市職員へ期待するこ

とは有効と考えるが、について御答弁申し上げます。

スポーツ推進委員はスポーツ基本法に位置づけられた非常勤の特別職であり、北九州市では報酬として年額2万6,000円を支給いたしております。一方、北九州市の非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例におきましては、市の常勤職員として給与を受ける者には報酬を支給しないこととしており、これはスポーツ推進委員に限らず、原則として非常勤の特別職全般に共通する取扱いでございます。

令和8年4月1日現在、北九州市の常勤職員でスポーツ推進委員を務めている者は3名であり、門司区、八幡東区、八幡西区に各1名となっております。議員御指摘の報酬の取扱いが職員の参画にどの程度影響しているかにつきましては、現時点で一概に申し上げることは難しいものと考えております。こうした中、参画が少数にとどまる背景には、本来業務との両立、他の地域活動への参加、子育てや介護など個々の事情もあるものと認識いたしております。

その上で、北九州市職員が地域スポーツに関わることは、地域活動への理解を深める観点から一定の意義を有するものと考えております。また、職員が地域の実情や課題を肌で感じることは、今後のスポーツ施策や地域との連携を考える上でも参考になるものと考えております。一方で、スポーツ推進委員は地域からの推薦により委嘱されるものであり、市職員の参画はあくまで地域の実情や本人の意向を踏まえたものであることが基本となります。そのため、業務との両立、服務上の関係、さらには報酬の取扱いなど、整理すべき課題もございます。いずれにいたしましても、地域スポーツを支える担い手の確保は重要な課題であることから、市職員の地域スポーツとの関わり方については引き続き研究してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）ありがとうございます。時間がないので、どんどん進めたいと思います。

中学校部活動の件なんです、先ほどの答弁は全体的な体系を説明していなくて、経緯を説明しただけのように受け取りました。私も、別に地域クラブ化に反対しているわけではなくて、やる以上はしっかりと漏れないようにやってほしいという思いから一定申し上げているところでございます。また、保護者に伝わっているか伝わっていないかというのは非常に重要な問題だと思っております。確かに、先ほど50何回、2,000人に説明しましたと言いましたが、その内容が伝わっていないから、我々に、どうなるんですか、どういう内容なんですかと何回も聞かれると。そういうふうに私は課題認識しております。

その中でも、まず1点確認させていただきたいんですが、現在本市の部活動が700あって、受皿となる認定地域クラブが138とおっしゃいました。令和9年9月の本格展開を控え、今、喫緊の課題は受皿不足を解消し、認定地域クラブの拡充を急ぐことである、この理解でよろしいかどうかお答えください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）先に、先ほど答弁いたしましたけれども、地域クラブの運営者というところを経営者、それから、一部、民間クラブのチームというところを活動と申し上げました。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

しっかりと保護者に伝わっていないのではないかというような御指摘もいただきました。また、こういったことで私どもがきちっとした形で進めていかないといけないということは市民会議でもいただいておりますので、そういったことを踏まえましてしっかりと進めてまいりたいと思っております。

今行っている方向のことでございますけれども、実際に同じ方向でやらせていただいておりますので、そういった形で私どももしっかりと前を向いて進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）教育長、数が足りないこと……。

○教育長（太田清治君）すいません。先ほどの700に対して138ということでございましたけども、日曜日に活動をやっている部活は400ぐらいと伺っております。もう少し細かい調査をしないといけないと思いますけれども、これが少しずつ集約されていきますとさらに数が見えてくるのではないかと思います。数としては、私どもは今、1年間たってきておりますので、順調にいったいのではないかと捉えております。以上です。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）質問とずれているような気はするんですが、つまり、認定地域クラブの拡充を急いでいるという認識で間違いないですか。イエスかノーでお願いします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）急いでいると言うと、すごく慌てているような感じがありますが、着実にしっかりと進めていると御理解いただきたいと思います。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）進めるという認識で間違いないんですよね。はい。

その上で、私自身の経験から伺います。今年の3月、地域展開について協議した際に、教育長に代わってそのときは教育次長でしたが、自民党の控室でお話しさせていただいたときに、今年も新しい中学校1年生が入ってきますと。地域クラブは部活動の受皿というふうな位置づけなのだから、4月の部活動紹介等の機会にそれぞれの中学校のエリアで参加できる認定地域クラブについても併せて生徒に案内してほしいとお願いをしたところでございます。これについては今年実行されておりますでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）先ほど申し上げましたけども、入学の前に全校で説明をさしあげております。それから、各校、中学校入学してから部活動説明会というのを行いますので、そうい

ったところで話はしているものと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君） 1 番 菊地議員。

○1 番（菊地公平君）私の認識とそこちょっと違うんですけども、その説明はなかったと父兄から私聞いております。それが全部必ず徹底されていないということ自体が問題なのだと思います。生徒が1年で活動を選ぶ4月、その場で受皿である地域クラブをしっかりと案内する、これは議員に言われたとかどうかではなくて、地域展開を掲げる教育委員会として当然に最低限行うべき作業じゃないでしょうか。

考えてください。認定の手続を踏んで指導者確保して、受皿となってくださった地域クラブの皆さんがおられます。その方々が生徒を待っているというのに、市が、生徒が活動を選ぶその瞬間に案内をしっかりとしてくれないと。これでは、受皿となった地域クラブの皆さんに対して申し訳ないということにならないでしょうか。今年の中学校1年生は、土日完全移行の令和9年9月以降に3年生の最後の大会を迎えます。つまり、地域クラブがないと最後の大会に出られない最初の世代になるんです。ここしっかりと認識していただきたい。先ほど、受皿の拡充こそ喫緊の課題だと言いました。しかし、既存のクラブにさえ生徒を案内しないのであれば、一体誰が手間暇をかけて受皿になろうと思うのでしょうか。既存のクラブを大切にしない姿勢は、受皿の拡充そのものを自らの手で遠ざけていると認識します。

次に、お配りした資料の4を御覧ください。教育委員会のホームページには、認定した地域クラブの名称、種目、活動場所、会費、募集対象までは掲載されておりますが、肝腎の連絡先が一切記載されておられません。問合せは全て教育委員会へとされています。私が事前に確認したところ、その後の流れはこういうふうに聞いています。入会を希望する生徒や保護者がまず教育委員会に問い合わせる。コーディネーターが当該クラブに連絡し、連絡先を教えていいかどうか確認する。その上で、ようやく生徒とつなぐと。1件ごとにこの手続を踏むと伺っております。

本市の中学生は約2万2,000人、1年生だけでも約7,000人おります。部活動に入るのが約7割として、毎年4月に4,000から5,000の取次ぎが発生します。これを貴重な2名のコーディネーターが単なる電話の取次ぎとして処理するというふうな設計はいかがなものでしょうか。同意を得られたクラブの連絡先を最初からホームページに掲載しておけば、この取次ぎは丸ごと不要になるんじゃないでしょうか。なぜ掲載しないのでしょうか。掲載しない合理的な理由があるのかお答えください。あわせて、コーディネーターをこの取次業務から解放するべきだと思うんですが、見解を伺います。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）今、御指摘の点でございますけれども、私どもとしましては、昨年9月に制度が始まりまして、より丁寧に対応するという事で、問合せがあったときにその内容等を伺いながら、教育委員会が受付の窓口となって地域クラブとの橋渡しをしようということ

で、そこをコーディネーターにお願いしております。ですから、連絡先等を掲示しておりませんけれども、何かそこで不都合があったということは現在聞いておりません。また、コーディネーターをそこに関わらせることについても、私どもとしては適正な形でやっていると理解しておりますので、申し添えておきたいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君） 1 番 菊地議員。

○1 番（菊地公平君） そもそも問合せがないというのは、ホームページに載っているということすらしっかりと保護者に伝わっていないというのも前提にあると思っています。なぜこの問題に気づいたのかといいますと、我々、今、部活動の地域展開に関する議員の勉強会を行っておりまして、57名のうち51名の議員に参加いただいております。その一環として、各クラブの代表者などから現状の制度について直接御意見を伺うため、資料3のヒアリングの案内を、これですね、こちらを作成して御案内、山田議員にしっかり作っていただきました。一日も早く地域クラブを立ち上げていくための制度設計に議会としても汗をかこうとしたものです。ところが、この案内の配付について教育委員会の協力は得られませんでした。理由は個人情報だからということでした。そこで、おととい、同僚の山田議員と共に、地域展開が行われている第1土日に合わせて各区いろいろ回りましたが、ほとんど案内できませんでした。なぜなら、ホームページには各クラブが具体的にいつどこで活動しているのか、その活動場所と活動時間すら記されておられません。

認定要綱の第6条には活動場所や活動時間も公表すると定めているにもかかわらず、記載されていない事実がございます。現職の市議会議員が2人がかりでクラブの活動に会いに行くことすらできなかった、これは設計の問題だと思います。連絡先も具体的な活動時間も公表せず、全ての問合せを教育委員会に集める。教育委員会がつなげなければ、保護者はおろか、我々議員ですら自力では地域クラブにたどり着けない設計となっております。

現場の声を集めて制度づくりに生かすと繰り返しておられますが、その市が、同じく現場の声を集めようとした議会の取組に何で協力していただけなかったのでしょうか。仮に、連絡先そのものを議会にお渡しできないとしても、市から各クラブへ案内を転送することはできたのではないのでしょうか。それすら行わなかった理由をお答えください。

○議長（中村義雄君） 教育長。

○教育長（太田清治君） 私どもは、行政の執行機関として、政府の方針、国に基づいてしっかり活動を行っております。議員の方々におきましては、議員活動の一環として有志の勉強会を立ち上げて、部活動の地域展開に必死に考えを寄せられているということは十分承知しております。また、方向も、先ほど申し上げましたけれども、子供たちにとってよりよい方向になるためということで行っているということも十分承知しておりますけれども、それぞれの立場としての活動がございますので、私どもとしては議員の方々の議員活動の一環という形で整理をさせていただいておりますので、そういったことで今進めているということでございます。

上です。

○議長（中村義雄君） 1 番 菊地議員。

○1 番（菊地公平君）今の話ですと、議員は勝手にやってくれというふうにしかな聞こえないんですけども、まあいいです。

最後に、改めて4点求めます。第1に、来年の4月から各中学校エリアの認定地域クラブをしっかりと部活動紹介の中で確実に案内すること。第2に、同意を得たクラブの連絡先に加え、認定要綱が認める活動場所、活動時間をホームページに確実に公表すること。第3に、議会のヒアリングに協力すること。第4に、コーディネーターを取次業務から解放して、本来の受皿拡充に専念させること。これを要望させていただきます。

時間がなくなりました。話したいことはいろいろあるんですが、関門製糖工場の持つポテンシャルについて、民間のものなので注視してまいりますということですが、注視していつまで注視するのか。民間が結論出した後に、市はこういうことを考えていますという話をするのか。そもそも市、そして議会というのは、この町をどうしたいか、未来をどうしたいかということをつくっていくのが仕事じゃないでしょうか。であればこそ我々は、この地域はこういうふうに活用したいと市は考えているが、企業さんどうでしょうかぐらいの話を前提にしていくぐらいのことをしていかないと、我々の存在意義はないと思っております。それについては強く要望させていただいて、せめて、市はこういうふうなことを考えている、こういう町にしたいんだという方向性をしっかりと打ち出して、その上で企業さんどうしますかと、それでいいじゃないですか。そういう動き方をぜひしていただきたいと要望させていただきます。

また、みなとオアシスに関しても、結局はお金がないから総合的に検討しますとしか聞こえません。それを含めてどう検討していくか、どうやって戦略としてこの市に人を集めてお金を集めていくのかということを考える仕事をしっかりとしていければと思っております。

続いて、給食の残食問題ですけども、先ほど、一律に1か月給食要るかどうかを聞くのはデリケートな問題だと言っておりましたが、私も別に一律に聞けと言っているつもりはございません。私も一時期、不登校を抱えた父親でもございました。親の気持ちは痛いほど分かります。ですから、そこに配慮しつつ、それでも納得していただける保護者の方というのはいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、そういったやり取りをしっかりとしてください、そういったことを検討いただけませんかという内容ですので、先ほどの一律にというふうな言われ方は心外でございます。

フードバンクに関しましては、一斉休校の際、できるだけ有効な活用方法ができたというふうなお話ですので、これをしっかりとこれからも続けていっていただきたいと思っております。

最後に、非常勤職員の報酬等に関しまして、確かに、数字上出てきた充足していない場所という意味でいいますと、まさに門司区がそうでした、今、9名ほど多分欠員が出ているような

状況でございます。あちこち声かけるけど、先ほどお話にもありました、高齢化等々で難しいというふうな現状があると、それに関しては私も理解しております。ただ、その前の答弁にありましたように、スポーツ推進委員の仕事というのは休日を中心となっております。また、平日の夜間、いわゆる一般的な市の職員が仕事する時間外の活動が中心となっております。これを一律に今規制している条例、これに対しての改善を求めたいというところでございます、最後、時間ないですけど、資料10の非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の第2条第5項、ここに、別に定める者のほか、市の常勤職員としての給与を受ける者には支給しないとあります。市に要望するのは、別に定める者、このところにスポーツ推進委員がしっかりと入ってくるように取り扱っていただきたいということ。もしそれができないのであれば、例外規定として市長が別に定める場合等を設けて、この不合理を解消していただきたいということ。これを求めるものでございます。

市の職員というのは地元に近い方が非常に多いです。門司でもそうです。そういった市の職員が、市の職員だからという理由で一般のスポーツ推進委員と違う取扱いを受ける、これに関しては何とか改善していただきたいと強く要望させていただきます。以上で終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。

まず初めに、イラン情勢の影響等について伺います。

イラン情勢の長期化に伴い、生活に不可欠な製品にまで影響が広がっています。原油から精製されるナフサは、電気製品や自動車部品、衣料品、医薬品などとなり、サプライチェーンの上流を支える原材料であります。帝国データバンクの調査では、集計対象とした全製造業約15万社のうち約3割の企業でナフサ関連製品の調達リスクに直面する可能性があると言います。

政府は、必要な量は確保されている、問題は供給の目詰まりにすぎないと説明をしております。しかし、現場の実態は単なる流通の混乱では説明し切れません。原油供給の制約という実態的なショックが存在しております。多層にわたる供給網は、資材調達、中間財生産、最終加工といった各工程がグローバルに分散しており、どこか1つでも滞れば、最終製品の供給は容易に途絶します。プラスチックや溶剤の原料ナフサの供給不足が現場を止めている実態は、オイルショックやコロナ禍のときにはなかったことです。このような状況は、仕事を受注できても施工できないといった、事業継続をも困難にしております。イラン情勢が長引けば、本市経済にも大きな影響が及ぶことになります。

国に対し、持続化給付金など即効性のある資金繰り支援、これを求めると同時に、国に先んじて、市内業者への燃料、光熱費などの本市独自の直接支援策、ナフサ不足による物価の高騰

支援対策を講じるよう、これは要望に代えておきます。

あわせて、A S Eやデータセンターなど本市が進める企業誘致への影響についての見解と、進捗についての答弁を求めます。

次に、はみ出せサポート事業について伺います。

本市は、令和8年度から、選ばれる北九州市役所へ、第二弾として、はみ出せサポート制度に取り組んでおりますが、その中身について伺います。

はみ出せサポート制度では、正規勤務時間の20%を上限とする一部を活用し、他所属の課題解決等に取り組む制度で、既存の枠組み、部署の垣根を越え、様々なチャレンジをすることを組織としてサポートし、新たな価値を創造するとしております。危惧されるのは、制度利用の公平性をどう担保するのかということであります。本務を80%でこなし、他部署において残りの20%を使うとなれば、人事評価は当然上がることになりませんが、100%本務に全力を注いでいる職員よりも評価されることになりえます。他都市においても類似の制度はありますけれども、上限20%を明確に制度化しているのは政令市では横浜市だけであります。

そこで、上限20%とした根拠についてお答えください。また、本来の業務を持った職員が他部署で働くということは、お互いの管理職の十分な配慮が必要になりますが、管理職の運用能力、これをどう高めていくのか、そして、事故時の責任の所在、これは明確なのか、答弁を求めます。

次に、予備自衛官等兼業特例法案について伺います。

今回、はみ出せサポート制度と同様に、兼業、副業に関する要件拡充も始まっております。北九州市の発展や地域活性化、課題解決に寄与する活動等について、これまで認められていなかった営利企業への従事も見据えた許可基準を策定するというものでありますけれども、今後さらなる拡充が危惧されます。

政府は、4月3日、国家・地方公務員を予備自衛官として招集しやすくするために手続を大幅に緩和する、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案、略称予備自衛官等兼業特例法案を国会に提出しました。この法案は、予備自衛官等の充足率不足を解消したいという国の防衛施策に基づく防衛省の組織的都合によるもので、現行制度を特例措置をもって大幅に緩和する内容になっております。国家公務員や地方公務員には職務専念義務があり、現在は予備自衛官として活動するたびに任命権者による許可が必要です。この法案は、予備自衛官になる際に承認を得れば、それ以降は承認が不要になります。さらに、招集中は職務専念義務を免除し、訓練中も給与を減額せず、予備自衛官手当も受け取ることができます。

予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保という法案の目的に鑑みると、自治体職員に対して、予備自衛官補に志願する、このことを推奨する組織的圧力になる懸念があります。任命権者や上司による志願推奨は、職務上の上下関係が存在する以上、部下にとっては事実上の職務

命令に近い強制力を持つおそれがあります。予備自衛官等への登録の有無が人事評価に悪用される懸念もあります。上司の意に従順な公務員づくりは、全体の奉仕者としての公務を変質させる危険性が極めて高くなってまいります。

国の防衛策に基づく防衛省の組織的都合によって公務員の服務と労働環境をゆがめる本法案についての本市の見解を伺います。

次に、自衛隊への名簿提供について、市町村が自衛隊から入隊適齢者の情報提供を求められた場合、それに応じる形で適齢住民、本市は満18歳を迎える男子の個人情報自衛隊に提供すること、これが法的観点から許容されることなのか伺います。

3月26日、岐阜県岐阜市在住の高校3年生が、同市と国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起しました。原告は、岐阜市が18歳を迎える市民の個人情報を本人の同意なく自衛隊に提供し、入隊勧誘のダイレクトメールが送付されたことが、憲法第13条で保障されたプライバシー権の侵害に当たること等を主張しています。自衛官募集のために自治体から自衛隊へ個人情報を提供することに関する訴訟は、2024年3月に奈良地裁に提起されたものに次いで2件目となります。

本市は、この問題について、適齢住民の氏名及び住所に関する資料の提供は自衛隊法第97条第1項に基づく事務であり、自衛隊法施行令第120条に規定されているため、違法性はないとの認識を示しています。また、個人情報の提供を望まない市民に対しては除外申請措置を講じているとしております。

本市は、憲法第13条で保障されたプライバシー権の侵害、個人情報保護法の趣旨、これをどのように考えているのか見解を伺います。

次に、交通政策について伺います。

本年2月の本会議で、我が会派の永井議員が、18歳までの公共交通機関の利用料金を子供運賃に据え置くために差額分を市が補助することを求めたことに対して、子ども家庭局長は、我が党東京都委員会が行った子ども学生公共交通運賃実態調査は、一概にこの調査結果が本市に当てはまるとは考えていない、公共交通機関の運賃は国の認可が必要で、各交通事業者が経営状況等を踏まえて設定しているもので、本市がその差額運賃を負担することは考えていないと答弁しました。しかし、18歳までの子供は、公共交通機関以外での移動が大幅に制限される交通弱者であります。本年4月からは高校の授業料が実質無償化され、学校の選択肢も広がり、移動距離も延びることも想定されます。保護者の負担軽減と、学びたいことを学ぶための交通政策としての支援が必要であります。

神戸市では、2024年9月から、市内の学校に通う高校生の通学定期、これを無料にしております。交通費を気にせず行きたい学校に通えるようになってありがたいといった感謝の声が寄せられているそうです。今、部活動の遠征などで生徒の安全な移動が社会問題化し、自転車の交通ルールも厳格化する中で、低料金で公共交通機関が利用できるようなれば、交通

事業者にとっても利用者増につながり、安全面のリスクも軽減できます。

まずは交通施策として公共交通の運賃を18歳まで子供運賃とし、さらに同時進行的に定期券の工夫を進め、利用しやすい運賃設定で子供たちの安全、そして安心を提供できる大胆な交通政策が必要です。見解を伺います。

次に、E Vモーターズ・ジャパン製のバスについて伺います。

若松区に本社を置くE Vモーターズ・ジャパンのE Vバスは、大阪・関西万博で使用されていましたが、E Vバスのトラブル続きで放置された問題は購入代金や補助金の返還を求める動きに発展しました。その後、同社は4月14日に民事再生手続開始の申立てを行い、事実上、倒産しました。負債総額は約57億円と言われております。これまでに本市は、同社に対して、スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業として展示会出展用の車両製造費用2,000万円の助成を行いました。また、同社から購入した小型バス2台と九州電力とのリース契約による特別支援学校の大型バス1台が運行しておりましたが、同社が民事再生手続開始の申立てを行った翌々日から運行を停止しております。

市長は、市民の安心のための措置だと述べておりますが、そもそも実績のないベンチャー企業から国産ではないと分かっているがなぜ購入したのか、その経緯についてお答えください。

次に、部活動地域展開について伺います。

本市は、令和4年度の国の方針を受け、北九州市部活の未来を考える会の開催やモデル事業を通じて検討を進め、令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定しております。市の公式説明では、令和7年9月から段階的に土日の部活動を廃止し、令和9年9月には、休日の部活動は行わず、平日のみの活動にするとしています。休日の部活動の受皿として、教育委員会が地域クラブを認定、公表し、人材バンクを構築して指導者をマッチングする方針です。これまでの議論において、市は、費用負担、指導者の質、相談窓口、困窮世帯支援について課題であることは認めながら、検討する、国の動向を見る、低廉な額にするという段階にとどまっており、準備不足の感は否めません。

そこで、令和9年9月という期限にこだわらず、地域クラブ数、指導者数、種目・地域格差、安全体制、相談体制、財政支援が整っているかを十分検証し、条件が整わない場合は延期、見直しを決断すべきです。答弁を求めます。

最後に、産業医科大学若松病院の撤退について伺います。

2011年、市立若松病院の経営難に伴い、産業医科大学に28億3,660万円で売却しました。当時、その選定理由として、安定した財政基盤、人的基盤を有しており、将来にわたって安定した病院運営が期待できる。若松区唯一の総合的な病院として、診療科の拡充や診療体制の充実などが明確に示されている。地域の医療機関等との連携や地域の保健・医療・福祉への貢献に意欲的であるとしていました。しかし、本年5月末、産業医科大学若松病院を産業医科大学病

院へ集約することが発表されました。これにより、若松区唯一の中核病院としての機能は失われることとなります。本市は、市立若松病院の譲渡の際の議論の中で、地域医療を守る若松の唯一の総合的な病院であることについては一つも揺るぎないところです。また、産医大若松病院が安定的に運営され、地域の中核病院として機能するようバックアップしてまいりたいと答弁しております。

そこで、本市がこれまで産医大若松病院に対して行った具体的なバックアップの内容と、今後、若松唯一の中核的な総合病院がなくなることについての本市の見解を伺います。

以上、第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目が御要望にされましたので、第2項目、はみ出せサポート事業について総論の部分をお答えさせていただきます。

近年、世界情勢の変化による不確実性が高まる中、地域社会が直面する課題も複雑化、多様化しております。また、デジタル技術の急速な進展や世界とのつながりの広がりなど、社会の変化が加速度的に進む時代において、行政にも、従来の延長線上にはない、柔軟な発想と新たな挑戦が求められております。こうした時代におきましては、従来の組織や業務の枠組みだけで課題に対応することはますます難しくなっており、限られた人材の力を最大限に発揮しながら、組織の垣根を越えて知恵を結集し、新たな価値を創り出すということが求められております。

私は常々、市役所最大の財産は人であると考えております。職員一人一人が持つ経験や専門性、そして何より、もっと市民の皆様のために力を発揮したいという意欲を生かすことが市政運営の原動力と考えております。本制度は、単なる兼務や応援といった枠組みではなく、所属や職種の枠にとらわれることなく、自らの強みや能力を生かして新たな課題解決に挑戦できる環境をつくる、職員の可能性を広げ、個人の成長と組織の進化を促すことに資する取組であると考えております。これは、北九州市職員人財戦略の下、市民の皆様のために何ができるかを考え、自ら行動する、挑戦を恐れず新たな価値を創造するという姿勢を実践しようとするものであり、さらには、チーム北九州として力を合わせ、成果を生み出すという組織文化の醸成にもつながるものと考えております。

今後、制度の成果や課題を丁寧に検証しながら、その成果を組織全体で共有することで市役所全体の力が高まり、その力がよりよい行政サービスとして市民の皆様還元される、そのような好循環を生み出していきたいと考えております。

各論、そして残りの問いは関係局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）イラン情勢の影響等についてのうち、A S Eやデータセンターなど企業誘致への影響についての見解と進捗について伺うとの御質問にお答えいたします。

北九州市は、災害リスクの低さやエネルギー、水、物流などの充実したインフラ、豊富な理工系人材といった産業都市としてのポテンシャルを生かし、半導体産業やデータセンター等の誘致に積極的に取り組んでおります。企業誘致につきましては、本年3月からの中東情勢の緊迫化以降、製造業やデータセンターなどを中心に企業からの相談件数が昨年同時期を上回っている状況にあります。既に、データセンター向け非常用発電システムを製造するヤンマーグループが北九州市への進出を決定するなど、近年の好調な流れを引き続き、さらなる企業誘致に向け、全力で取り組んでいるところであります。

一方、中東情勢をはじめとする国際情勢の変化やエネルギー・資材価格、為替、世界的な需要動向は企業の投資判断に影響し得るものであり、楽観視はしておりません。したがって、特定の分野に限らず、幅広い成長産業を視野に、リスクを分散しながら誘致を進めています。

A S Eにつきましては、令和6年7月の市有地売買仮契約締結以降、定期的に協議を重ねております。最終的な投資判断には一定の時間を要することが想定されますが、北九州市としましては引き続き国や福岡県とも密にコミュニケーションを取りながら、誘致活動を継続しているところであります。他方、データセンターにつきましては、国内のデジタル需要を基盤としており、今後もデータ量の増加が見込まれることから、比較的安定した需要が期待できる産業であります。現在、データセンター誘致を加速させるため、国が進めるGX戦略地域制度に若松、八幡地区などのエリアを候補地としたデータセンター集積型で申請しているところでございます。

いずれにしましても、変動の激しい国際情勢などを十分に注視しつつ、半導体やデータセンターはもとより、自動車、IT、物流など幅広い成長産業を視野にリスクを分散しながら企業誘致を進め、稼げる町の実現につなげてまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）続きまして、大項目2番目のはみ出せサポート事業についての各論、それと大項目3番目の予備自衛官等兼業特例法案について、そして大項目4番目の自衛隊の名簿提供について、順次お答えいたします。

まず、はみ出せサポート事業につきましては、上限20%とした根拠、また、本務部署と他部署の管理者双方の運用能力をどう高めるか、事故時の責任の所在は明確なのかとの御質問にお答えいたします。

北九州市では、希望する職員が正規の勤務時間の上限20%を活用して他部署の課題解決にチャレンジすることができる、はみ出せサポート制度を本年4月に導入したところです。本制度は、職員が本来業務を基本としながら、一定程度、新たなチャレンジに取り組む時間を確保できるようにするものでございまして、制度設計に当たりましては本来業務への影響と制度の実効性のバランスを重視して、国や他都市の事例を参考にしながら、勤務時間の20%を上限とし

て設定したところでございます。本制度の導入により、職員の専門性や意欲を生かす機会を広げるとともに、既存の枠組みや部局の垣根を越えた新たな挑戦を後押しすることで、1つは職員のエンゲージメント向上や主体的なキャリアの形成、2つ目に組織全体のパフォーマンス向上につなげていきたいと考えております。

一方で、本制度の運用に当たりましては、議員御指摘のとおり、所属長による適切なマネジメントが重要と考えてございます。このため、運用開始の際には、管理職に対しまして制度の趣旨や活動時間の管理方法、本来業務に支障が生じた場合の対応などを周知しており、併せて人事部門が運用状況を把握して、所属間の調整や相談対応を行うことで管理職を支援する体制を整えております。また、人事評価につきましては、本務における職務遂行状況や成果を基本としながら、本制度に参加した場合にはその活動における実績や貢献を総合的に評価するものであり、本制度の利用の有無によって評価が左右するものではございません。

なお、本制度に基づく活動は正規の勤務時間の範囲内で行う業務であり、公務として取り扱うものであるため、活動中に事故等が発生した場合には、通常の公務上の事故と同様に、発生状況や業務内容等を踏まえ、関係規定に基づき適切に対応することとなります。引き続き、本制度を適切に運用しながら、職員の能力発揮と組織力の向上を通じて、市民サービスのさらなる充実と市政の発展につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、予備自衛官等兼務特例法案につきまして、公務員の服務と労働環境に影響を与えるのではないかという御質問にお答えいたします。

議員御質問の御趣旨といたしまして、1つは国の制度改正に対する市の見解、2つ目に志願の推奨が実質的な圧力になるのではないか、3つ目に人事評価等への影響が生じるのではないかとこの3つで整理をさせていただいて答弁させていただきます。

予備自衛官等兼業特例法案につきましては、予備自衛官等の確保を図る観点から国家公務員及び地方公務員の兼業に関する特例を定めようとするものでございまして、現在、国会において審議が行われているものと認識しております。北九州市といたしましては、法案の是非そのものについて評価する立場にはございませんが、公務員制度や服務規律、職員の執務環境に関わる事項であることから、今後、国会審議や制度設計の内容を注視してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の志願の推奨が組織的な圧力につながるのではないかとこの御懸念につきましては、現時点では法案の成立も含め制度の詳細が明らかになっていないため、仮定の状況についてお答えすることは困難でございます。一方で、一般論として申し上げますと、職の選択としての予備自衛官等への登録は本人の自由意思に基づくべきものであり、職務上の上下関係を背景といたしまして応募や登録を強制するようなことは適切でないと考えております。

さらに、予備自衛官等への登録の有無が人事評価に利用されるのではないかとこの御指摘につきましても、地方公務員の人事評価制度は職務遂行における能力や実績等を評価するものでご

ざいまして、職務外における個人の志願の有無を評価対象とするものではございません。いずれにしても、北九州市としましては職員一人一人の意思が尊重されることが重要であると考えており、今後、国において具体的な制度設計や運用方針が示された際には、その内容を十分に確認し、適切に対応してまいりたいと考えております。

続いて、自衛隊への名簿提供について、憲法第13条で保障されたプライバシー権の侵害、個人情報保護法の趣旨をどのように考えるかという御質問にお答えいたします。

自衛官募集事務は、自衛隊法第97条第1項により市町村長がその一部を行うこととされており、毎年、防衛大臣から北九州市に対しまして、自衛隊法施行令第120条により、募集に必要な対象者情報の提供などの協力依頼がなされております。令和3年2月に総務省と防衛省が連名で発出しました通知では、自衛官募集に関し、必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳上、特段の問題は生じないという見解が示されております。また、対象者情報の提供につきましては、個人情報保護法第69条第1項で法令に基づく場合には提供できることとされており、直ちにプライバシー権の侵害や個人情報保護法の趣旨に反するものではないと考えております。

他方、自衛隊に情報提供を望まない方のために、除外申請をインターネットや郵送で受け付け、対象者情報から除外した上で自衛隊に提供しています。申請の周知につきましては、市政だよりやホームページ、さらには市内の高校や区役所、市民センターでのポスター掲示を行うとともに、令和7年度からは市内の高校へチラシの配布も行っているところでございます。さらに、提供する個人情報につきましては、1つは自衛官等募集事務以外での利用禁止、2つ目に第三者提供、委託の禁止、3つ目に複写、複製の禁止、4つ目に不要となった情報の確実な廃棄、5つ目に業務完了後の書面報告等につきまして自衛隊と覚書を交わし、厳格な取扱いを求めているところでございます。

自衛隊は、国防のみならず、国内外の災害派遣におきまして被災地域の皆様の生命と財産を守るため、重要な任務を担っておられます。北九州市におきましても、平成の豪雨災害の際には災害派遣により人命救助を行っていただくなど、地域の安全・安心を確保するために欠かせない存在でございます。自衛官募集事務につきましては、今後とも自衛隊への個人情報の提供に係る訴訟の動向を注視しながら、引き続き関係法令等に基づき適正に進めてまいりたいと考えております。

先ほど、私が、住民基本台帳法上のと申すところを法を抜いたまま答弁してしまいましたので、訂正させていただきます。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）交通政策について、公共交通の運賃を18歳まで子供運賃とし、定期券の工夫も進めるなど、子供たちが安心して利用できる大胆な交通政策が必要と考えるが、見解を伺うとの御質問にお答えいたします。

子供や若者が安心して公共交通を利用できる環境を整えることは、通学をはじめとする日常生活の移動手段を確保する上で重要であるとともに、将来にわたる公共交通の利用促進や持続可能な公共交通体系の形成にも資するものと認識しております。現在、市内の公共交通機関におきましては、通学利用に配慮した通学定期券の割引設定に加え、休日や長期休暇におきまして小学生以下を対象とした子供50円バスや、中学生の運賃を100円、小学生を無料とすることもミライ割など、交通事業者の経営判断の下、子供や若年層の利用促進に向けた取組が進められているところでございます。

公共交通の運賃につきましては、経営状況や利用状況、運行体制などを総合的に勘案しまして、国の認可などの下、交通事業者が主体的に設定するものでございます。また、利用者のニーズに応じたサービスの充実につきましても、まずは各事業者の創意工夫により取り組まれるべきものと認識しております。こうした中、行政の役割といたしましては、公共交通全体の利便性向上や利用環境の改善を図り、市民の日常生活を支える交通ネットワークを将来にわたり維持、確保していくことが重要であると考えております。こうしたことから、議員御提案の18歳までを対象に子供運賃を適用するなど、新たな運賃体制を市の交通政策として創設することは考えておりません。

今後とも、交通事業者と連携しながら、子供たちから高齢者まで、誰もが安心して利用しやすい移動環境づくりに取り組んでまいります。

すいません、先ほど私が中学生と言ったんですが、中・高生の運賃を100円、小学生を無料とするということで訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 交通局長。

○交通局長（中島尚君） 大項目6番目、EVモーターズ・ジャパン製のバスについて、そもそも実績のないベンチャー企業から国産ではないと分かっているがなぜ購入したのか、その経緯について何うとの質問について御答弁申し上げます。

北九州市は、令和4年4月にPCB処理事業の継続について国からの要請を受け入れるとともに、国は、処理施設が立地している若松区を中心とした地域振興策の実施を決定しました。これを受けまして北九州市では、地域振興策に対して交付される補助金を活用し、若松体育館等の空調設備や、市営バスにEVバス等を導入することとしました。交通局としまして、北九州市の脱炭素の取組に貢献できることに加えて、1つに車両購入費の抑制、2つにランニングコストの軽減など経営改善にも寄与することから、総合的に勘案した結果、補助金を活用してEVバスを導入することを決定しました。

現在、2台の小型EVバスを導入しています。導入に当たっては、WTO政府調達協定案件であるため、まず、1台目については令和4年11月に一般競争入札を実施いたしました。入札に参加した業者は株式会社EVモーターズ・ジャパン1社のみであり、同社が落札し、令和5年5月に納車されました。また、2台目については令和7年7月に一般競争入札を実施し、1

台目と同様にE Vモーターズ・ジャパンが落札し、令和8年3月に納車されました。交通局では、本件調達がW T O政府調達協定の該当案件であることを踏まえて、同協定に明記されている外国の産品や供給者を国内の産品や供給者と同様に扱うというルールに従って適切に調達を行ったものであります。以上です。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目7つ目の部活動地域展開について、令和9年9月という期限にこだわらず、条件が合わない場合は延期、見直しを決断すべきと考えるが、見解を伺うという質問にお答えいたします。

国は、急激な少子化の進展や学校における働き方改革の必要性が高まる中、生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域クラブに展開させる取組を一層推進するため、令和7年6月にスポーツ基本法を改正いたしました。この中で、地域の実情に応じて、学校や地域クラブ等との緊密な連携の下に地方公共団体が必要な施策を講じること、国が地方公共団体に対し、必要な助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることが定められました。さらに、令和7年12月に新たなガイドラインを策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間を部活動の改革実行期間と位置づけ、休日については原則、全ての学校部活動の地域展開の実現を目指すことが明記されました。

こうした流れの中で、北九州市では国の方針に基づいて令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定し、令和7年9月から令和9年9月にかけて休日の学校部活動を地域クラブ活動に段階的に展開していくことといたしました。このため、教育委員会では、運営体制の備わった受皿の着実な確保を進めてきました。

具体的には、地域クラブの認定制度を設け、その立ち上げが円滑に進むようコーディネーターによるサポートなどを行い、認定を受けた地域クラブ数はこれまでに138と着実に増えております。また、地域クラブ設置の前提となる子供の安全・安心をテーマにした市の研修会を受講し、認定を受けた指導者は既に614名に上っております。こうした取組を一つずつ丁寧に積み重ねてきた結果、従来の学校部活動にはなかったウクレレや合気道、ロードバイクなどのクラブが立ち上がっています。また、幅広い年代の方が活動している団体を母体とするバドミントンクラブでは、中学生が多世代と交流しながら活動が行われているといった好事例も生まれております。

この動きをより一層着実なものとし、地域クラブ活動の現状を丁寧に把握するとともに、また、様々な当事者の理解を得て令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めていくため、行政だけでなく、生徒や保護者、学校、スポーツ・文化芸術活動、地域コミュニティ、経済界など当事者が一堂に会して課題の共有や意見交換を行うプラットフォームとして地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議を設置し、令和8年5月27日に第1回会議を開催いたしました。この会議に出席したスポーツ庁の担当官からは、全国的に見て北九州市はかなり先

行して取組が進んでいるとの発言もいただいたところでございます。なお、経済的に困窮する世帯を対象とした支援策についても本年度具体化する予定であり、推進計画の初年度としては順調に取組が進んでいると考えております。

今後も、地域クラブ活動の意義や活動内容、好事例などを丁寧に発信しながら、市民会議での課題の共有や意見交換を通じ、各取組をより進化させ、学校頼みの活動から町全体で支える活動へとの考えの下、教育委員会として責任を持って令和9年9月の本格実施に向けた準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）最後に、大項目8つ目、産業医科大学若松病院の撤退について、北九州市が過去の本会議で答弁したように、産医大若松病院に対して行った具体的なバックアップの内容と、若松唯一の中核的な総合病院がなくなることについての御質問に答弁申し上げます。

市民の皆様が将来にわたり安心して必要な医療を受けられる体制を守っていくために、北九州市域全体で持続可能な地域医療体制を確保していくことは重要な課題でございます。北九州市立若松病院については、平成23年に北九州市が産業医科大学に有償譲渡し、その後、産業医科大学若松病院として、これまで15年間にわたり北九州市の地域医療を担っていただいております。このような中、今回の産業医科大学若松病院の大学病院への集約は、全国的に病院をはじめとする地域医療を取り巻く環境が厳しさを増し、若松病院においてもその赤字が法人全体の経営に影響を及ぼす中、産業医科大学が今後も北九州市において大学病院としての役割を果たし、市全体の持続可能な医療体制を守っていくために、熟慮の末、決断したものと受け止めております。

現在、産業医科大学では、大学病院への機能や人員の集約による体制強化を図るとともに、通院患者への丁寧なフォローや若松区東部を含む救急患者の受入れ強化、他の病院による移転後の若松病院施設の活用など、様々な方策を検討していると伺っております。こうした方策が着実に実施されることにより、若松区東部を含む市全体の持続的な医療体制の確保に資するものと考えております。

なお、議員お尋ねの、平成22年当時に北九州市が若松病院に関してバックアップと述べたとの御指摘につきましては、当時の本会議の答弁で、若松病院が地域に身近な病院として適切な医療を提供するとともに、高度医療や救急医療などは市域の医療資源を活用することで若松区の地域医療の充実が図られるという趣旨を、バックアップするとの表現を用いて北九州市の考え方を示したものでございます。北九州市としては、今後も産業医科大学をはじめ、医療機関や医師会など関係機関としっかりと連携しながら、若松区東部を含めた北九州市全体の持続可能な医療体制の確保に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）第2質問に入ります。まず、産医大若松病院の若松からの撤退について伺います。

都道府県知事が認めた病院診療、これは救急指定病院とされ、さらにその中で、1次救急、2次救急、3次救急の3つの機能にこれが分類されております。最も患者に身近なのが入院の必要のない1次救急となり、2次、3次救急は、入院、手術が発生する命の危険に対するハイレベルな救急医療を提供する役割を持っております。産業医科大若松病院は、この2次救急を担ってきました。今回の発表は、若松から唯一の2次救急機能が失われること、これを意味します。そして同時に、市内7区において2次救急機能がないのは若松区だけということになってまいります。これはやはり、市立若松病院を産業医科大学に売却した当時の議論に立ち返らなければなりません。

2009年、市立若松病院を残してほしいという若松の強い思いを託した5万8,000を超える署名を受け、当時の北橋市長は、若松区における総合的な医療の機能を維持していくということが最大の主眼でなければならない、この観点に立って今後とも最大の努力を尽くす所存だと。そして、地域医療を維持して、市民の皆様に安心していただけるように最善を尽くすと答弁されているわけであります。

まず、市長に、行政の継続という観点から市の責任についての見解を伺います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）当時の経緯を含めて、今、山内議員から第2質問があったところでございます。当時、どうしてこれが、市立若松病院、かなりの時間をかけて結論を出したことを記憶しております。平成21年当時で既に内科の常勤医が確保できないということもあり、入院病棟閉鎖になっておりましたので、それを何とかできないかといったところもあって、平成21年からこの病院についてどうするかという議論が始まったところでございます。それから市民による専門家、学識経験者との協議会が立ち上がりまして、譲渡条件など様々議論した後に、平成22年6月議会で議決を経て譲渡に至ったものと考えております。

地域医療につきましては、先ほども答弁で申し上げましたけれども、市としては市域全体の地域医療の確保ということは非常に大事な視点だと考えておりまして、今回、産医大からの様々な対策を着実に実施していただくことなどによりまして、また、大学病院への機能強化も図られるといったことから、若松東部を含めた市域全体の医療体制の確保につながるものと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）そんなことは分かっています。2次救急がなくなるということについて、市民の皆様に安心していただけるように最善を尽くすという答弁について、行政の継続の観点からという私は質問をしたわけです。ちゃんと答えてください。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）救急体制につきましてでございますけれども、今の産業医科大学若松病院、2次救急医療ということで指定をされております。この中で、救急告示病院というものが市内に17病院ございまして、ここは24時間体制で受入れ体制を取っております。そして、その次に2次救急医療応需業務ということで、市内21病院が休日昼間、夜間ということで指定をされまして、産業医大若松病院はこの2次救急医療応需業務ということに対応してございます。また、救急医療につきましては、現在、救急搬送で若松病院に搬送されている場合は、若松区全体の件数でいいますと昨年度の実績で4.3%の搬送でございます。また、若松区東部に限定しましたところ、若松病院に搬送されている割合というのは6.4%という実績ということでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）だから要らんということにはならんでしょという話なんです。保健福祉局長ね、産医大若松病院に救急搬送されるのは、先日は6%程度だということをおっしゃいました。今日は、若松区からの搬送は4%ということをおっしゃいました。これで、じゃ、なくなってもいいじゃないかという議論にはならないでしょって言うんです。少なくとも2次救急ですからね。命の危険、これにさらされている患者がいると。搬送されている人は毎年250人近くいるわけでしょ。違いますか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）そういったことも含めまして、若松病院を産業医科大学の大学病院に集約することによってより救急体制というのを強めていきたいと。そのことによって市域全体として、それは若松東部も含めて救急体制というのが強化されると捉えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）長い議論を経て、市立若松病院、本病院をなくす議論ということに携わってきたわけでありまして、少なくとも若松区民は、当時のこうした市の考え方を受けて、入院できる小児科、これが若松からまずなくなりました。そして、入院可能な診療科も大幅に減少するという現状を受け入れているわけでありまして。今後全く市が関与しないということは、絶対にこれ許されないんですよ。そして、総合的な医療を若松に確保していきます、維持していきますという答弁、これ重たいですよ。これにどう関わっていくか、これをもう一度伺います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）当時の譲渡に当たっての考え方でございますけれども、議員も触れていらっしゃる部分もでございますけれども、若松区唯一の総合的な病院として地域の中核的病院の機能を果たすこと、それから、将来にわたって安定した病院運営ができること、

それから、地域の医療機関等と連携し、地域医療の維持、向上を図ることということが基本的な考え方ということで承知をしております。この基本的な考え方に基づきまして、当時、譲渡の条件といたしまして、地域のニーズに応えるとともに総合的な病院機能の充実に取り組むこと、そして、平成23年4月1日から10年以上、現在地で病院運営を行うこと、そして、地域の保健・医療・福祉施策に協力すること、そして、地域の医療機関と連携に努めること、そして、引き続き在院を希望する患者を引き継ぐこと、こういった譲渡条件を取りまとめた上で公募を行ったということでございます。産医大若松病院につきましては、この譲渡条件に沿って、これまで15年間、当地で病院経営を行ってきたということでございますけれども、若松病院の赤字というものが本学にも影響するに至って、今回の集約、熟慮の末にその方針を出したと理解をしております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）だから、それがなくなることに対して市はどう責任取るんですかということも議論しているんですよね。市立若松病院、もともと売っ払ってしまったのは市でしょ。そして、そのために条件をつけて、産業医科大学病院が受け入れてもらったということです。それは、市民との約束を果たしていく中で市民も受け入れたということが前提にないといけないはずなんですよ。じゃ、この責任をどう市は今後果たしていくのかという議論をしたいんです。どう果たしていくんですか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）産業医科大学、診療科の充実に取り組んでいただいたこともありますし、先ほど申し上げましたように10年以上という中で15年、現在運営をしていただいているところでございます。そして、大学からの発表によりますと、今後、若松病院の病床の一部、集約後に活用する病院に引き継ぐことを検討しているということも発表しております。そういったこともいろいろな対策と併せて実現されれば、引き継ぐ病院においても一部病床を加えた形でその規模の病院を運営していただくと、診療体制が組まれるということになると考えてございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）市立病院を投げ出した。そして、その後は民間が考えることだって言っているのと同じですよ、局長。これは売った先の病院がやることでしょって言っているのと同じじゃないですか。それで市の責任果たせますかということも議論しているんです。よく分かってください、この部分をね。そんなに市の答弁ちゃ軽くないですよ。そういう若松区民の思いがあったということ、これはしっかりと理解するべきですよ。

そして、とはいえ現行、民間の病院がこれ所有しているわけでありまして。ですから、市の対応は本当に限定的になるんですね。でも、若松区民の安心、これをどう担保していくのか、そのために市が果たすべき役割は何なのかということなんであります。今、産医大若松病院に搬

送されたけれども受入れが困難で転送されたケース、これの50%を超える患者が戸畑の共立病院に運ばれております。2次救急医療ですから入院を伴うことになっていくわけですが、病後の通院、そして家族の見舞いが必要ですが、バスの乗換えなどが必要で、これが非常に不便であります。これを補うための送迎バスなど、取るべき対応があると思います。これについての見解を伺います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）御質問は、戸畑のということではなくて、今後集約後の産業医科大学とのという御質問だと思いますけれども、それにつきましては、今、産業医科大学のほうでも、通院していらっしゃる方などへのアクセスの確保も含めまして丁寧なフォローを検討しているということを伺っているところでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）局長、すいません、理解してもらっていますかね。無駄な時間使いたくないんですよ。今、産医大若松病院に搬送されたうちの、産医大が断りました、断られたら、その半分、50%以上が共立病院に搬送されていますよって。共立病院は当然、入院伴いますよね。そうなった場合に、そこに行くための交通が非常に不便ですよということを言っています。これに対して市の考えありますかというお話ですけど、分かっていただけでしたか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）それは、現状において戸畑に搬送された方もいらっしゃるすし、また、小倉北区の病院、それから八幡西区の病院に搬送された方もいらっしゃる把握をしております。それぞれについて、これまでもその方たちの通院に対して市として対応したということはありません。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）市長が記者会見で、交通の便など考えていかなければならないということをおっしゃっていました。ちょっと見解伺えますか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）先ほども申し上げましたけれども、通院に係るアクセスにつきましては産業医科大学も検討しておりますし、私どももアクセスだけではなく様々、今産業医科大が検討している対応策、方策につきまして確認であったり協議であったりということをしっかりと続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）産医大のせいにするなち言いよんですよ。市の責任でやれちいうことを言いよんです。そこが理解できないですかね、局長。若松の区民の声が届いていないですか。本当にこれは腹立たしい。局長とのやり取りは無駄な時間過ぎたなという気がしていますよ。市長、何か一言、言うてください。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）若松区民の皆様の御不安、また議員の御指摘、こういったところをしっかりと受け止めて、もちろん運営者である産医大としっかりと協議をしながらやっていくということが必要になると思います。ただ、いずれにせよ、経済社会情勢の大きな変化の中で、産医大もかなり一生懸命、丁寧に、そしていろんな方策を一生懸命考えていただいている。また、それを私たちと共有しながら、丁寧に丁寧にその作業を進めているということも御理解いただきたいと思います。産医大も持続可能な地域医療を守りたいという思いが根本にあって、その中で、経営が全部倒れてしまったら元も子もないわけですから、そういった中で何とかこの地域の医療機能、箱があるということも大事ですけど、機能があるということが大事ですから、そういった中で産医大の皆さんも、そして私たちも、そして関係する医師会はじめ多くの皆様も、それを何とか維持したいという思いは紛れもなく皆さん一緒なわけです。そうした中で、どういう方策が現下の経済社会情勢あるいは経営状態の中でできるのかということを含めて英知を結集して今丁寧に一個一個進めている、ここは御理解を賜ればと思いますし、また、今日またこういう形で様々な問題指摘あるいは御懸念を共有いただいたということもしっかりと受け止めさせていただいて、役割分担をしながらみんなで知恵を併せて進めていく、ここに向かって力を合わせていきたいという思いであります。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）いずれにしても、最初から赤字だった病院を15年間やっていただいたということについては私も感謝しております。ただ、市がそのまま逃げちゃいかんということです。市立若松病院やった病院がなくなったわけですから、もともとはね。ここから市の責任を逃れたらいかん。きちんと反省すべきはすべきだということを申し上げておきたいと思っています。

それから、自衛隊への名簿提供について伺います。

この問題の本質ですけれども、本人が知らないうちに自分の個人情報自衛隊に渡されるということが最大の問題点であります。自衛隊法や施行令、これは自治体が募集事務に協力することを定めているとしても、住民基本台帳から抽出した名簿を本人の同意なしに一括提供しなければならないとは書いておりません。あくまで自治体の判断なんですね。除外申請制度についても、制度を知らなかった人、申請の仕方が分からなくなった人の情報は提供されてしまいます。これは本人の同意ではありません。地方自治体は国の下請機関ではありません。住民のプライバシーと自己決定権を守る立場に立つべきではないでしょうか。除外申請をしなかったことは情報提供に同意したことを意味するものではありません。市民の個人情報を守るべき自治体として、本人が知らないまま自衛隊に名簿を提供する、この運用はやめるべきだということを最後に指摘して、質問を終わります。

○議長（中村義雄君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後 0 時 30 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）皆さんこんにちは。市民とともに北九州の三宅まゆみでございます。会派を代表して、今回は一般質問をさせていただきます。発言通告締切りに急きょ項目が増えたので、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、夏季休業期間中の酷暑対策及び食の支援についてお伺いいたします。

近年の猛暑により、特に経済的に困難な状況にある御家庭では、冷房設備の制約等から熱中症のリスクが高まることが予想されます。また、物価の高騰もあり、子供たちの健康や食事の確保が懸念されます。このような中、本年5月、こども家庭庁は自治体に対し、子供が安心して涼しく過ごせる居場所の確保と食支援を一体的に実施することを求める旨の文書を発出しました。これを受けて、各自治体は地域の実情に応じた様々な取組を行うこととなりますが、例えば、地域に子供の居場所となるクーリングシェルターを設け、そこで時には子ども食堂やフードパントリーなどもできないでしょうか。加えて、大学生などが見守りも兼ねて勉強を教えることもできれば理想的だと思います。

そこで、こども家庭庁からの依頼を踏まえた本市の取組について見解を伺います。

次に、子供の紫外線対策についてお伺いいたします。

最近、昔に比べて日差しが強くなったと感じるという声を多く伺います。年間で気温の高い日が多くなり、空気の乾燥もあり、日差しの刺激や肌への熱感、まぶしさなど強く感じやすくなっているのではないのでしょうか。かつては紫外線対策といえば真夏だけ注意すればよいという感覚でしたが、最近は紫外線は3月後半くらいから10月くらいまで半年以上、強い期間が続き、光ストレスで、以前より肌はもちろん目の疲労を感じる人も増えています。紫外線は、適度であればビタミンD生成などよい面もありますが、長時間、長年浴び続けると、肌だけでなく全身に影響し、皮膚がんなどを引き起こすリスクもあります。学校現場では、体育祭でテントを準備したりなどの対策がなされていますが、今回は特に目への影響について取り上げたいと思います。

紫外線のダメージは目にも蓄積します。蓄積されることで、まぶしさや眼精疲労のみならず、将来的には白内障や翼状片、角膜障害などのリスクがあります。特に、子供の目は大人より紫外線の影響を受けやすいと言われています。子供は瞳孔が大きく、水晶体が透明で紫外線を通しやすいため、大人より多くの紫外線が目の奥まで届くとされています。そのため、最近では子供の目を紫外線から守る必要性が重視されるようになり、これまで海外では子供のサングラスは紫外線対策として一般的でしたが、日本でも医療的、健康的意味で子供のサングラスについての理解が広がっています。

そこで、紫外線が子供の目に与える影響について本市の見解をお聞かせください。

日本では、サングラスをかけることが生意気だとか威圧的などと、見た目を気にする文化があります。そのような中、国内でも、学生生活における紫外線対策として学校指定サングラスの販売を行うとした学校もあると伺っています。

そこで、本市においても、子供たちの目を紫外線から守るために、市としてサングラスの着用について一定の見解を示す啓発をしたり、普通の眼鏡のような子供用のサングラスを推奨したりするなどの対策を今後考えるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、障害者の親亡き後支援相談についてお伺いします。

障害児者の親御さんなどからよくお聞きする中で印象に残る言葉で、私が生きている間は子供のことは一所懸命見るけれど、死んだ後のことを思うと死んでも死に切れないというものがあります。障害のある子供さんの親亡き後への不安は、保護者の高齢化とともに大きくなっていくものだと思います。本市において、障害者の親亡き後の不安について相談する場合、まず中心となるのはウェルとばた内の障害のある方の総合相談窓口である北九州市障害者基幹相談支援センターになりますが、そのことを御存じない方も多くいらっしゃいます。また、今差し迫っているわけではないけれど、もし親が急に病気になってお世話ができなくなったり、認知症や様々な事情で親から支援を受けることができなくなったときどうすればよいかという不安を抱えながら生活している方々も結構いらっしゃるようです。

そこで、日々の生活の不安を少しでも取り除くことができるよう、支援ができなくなったときに備えて日頃からの備えをどのようにするのがよいか、元気なうちから将来設計を考えるための親亡き後準備ガイドブックのようなものがあるとよいと思いますし、市のホームページや市政だよりなどで周知したりするなど、もっと取組を進めるべきと考えます。見解をお聞かせください。

次に、耳の聞こえと認知症予防についてお伺いします。

認知症予防という観点から、聴覚検査の重要性は世界的に広がっています。高齢者の聞こえにくさを放置することで認知症のリスクが高くなることが言われています。また、聴力低下によって会話が減り、社会的孤立につながるだけでなく、家族の中でも孤立する可能性があります。本市が行った令和7年度北九州市高齢者実態調査の結果報告でも、会話やテレビの音が聞こえづらいと感じると回答した方の中で耳鼻咽喉科などの病院を受診したことがあると回答したのは一般高齢者の41.2%、在宅高齢者で44.4%と、約4割程度でした。聞こえが悪くなると、聞き取ることに一生懸命になることで脳に負担がかかり、記憶や判断力、注意力などが下がる可能性もあります。認知症予防のためにも、聞こえの大切さを知っていただく必要があるのではないのでしょうか。また、聞こえづらくても病院に行かず、そのままにしていれば、認知症リスクが高まる可能性があります。

そこで、聞こえの問題が認知症予防につながることを啓発したり、高齢者に簡易な聴覚検査

を行うなど、難聴の対策が認知症予防につながるという正しい理解促進を図るべきと考えます。見解をお聞かせください。

最後に、産業医科大学若松病院の閉院についてお伺いいたします。

5月27日に産業医科大学若松病院の閉院の知らせが突然入り、私はもちろんですが、若松区民は衝撃を受けました。2011年に、市が厳しい財政状況の中、地域の医療を守るため、市立若松病院を産業医科大学に譲渡して以降、この15年間、若松区の地域医療の中心として多くの区民がこの病院を頼りにしてきました。新聞報道によると、若松病院の110床分を八幡西区の産業医科大学病院に移行すること、閉院後の病院施設には若松区にある他の病院が入居の検討もされているとのことですが、特に高齢化の進む若松区東部の病院のベッド数が大幅に減ること、また、新たに入居予定の病院の診療科がどうなるのかなど、若松区民は大変不安になっています。

市として若松区の地域医療を維持するために今後どのように関わっていかれるのかお聞かせください。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目、夏季休業期間中の酷暑対策及び食の支援について、子ども家庭庁からの依頼を踏まえた取組、お尋ねがございました。

近年の記録的な猛暑や物価高騰を背景に、子供たちの健康や生活環境の悪化、食事をする機会の確保に対する懸念が高まっております。特に、学校の夏休み期間中の居場所の確保や食の支援は重要であると認識をしております。北九州市では、この居場所と食の支援を一体的に行う場である子ども食堂の活動を支援しており、この活動は現在、市内101か所に広がっております。子ども食堂の多くは冷房の効いた涼しい環境で開催されており、子供たちが暑さを避けながら地域の皆さんと安心して食事や会話を楽しめる大切な拠点となっております。そして、これら子ども食堂の相当数では、フードバンクとの連携等によりまして、食事の提供に加え、フードパントリーも精力的に実施しております。あわせて、学生ボランティアによる見守りや学習支援も行われておりまして、こうした一連の活動は子供たちが笑顔で過ごせる毎日の支えとなっているところでございます。自発的に、そして心を込めて活動してくださっている地域の皆様に改めて感謝の気持ちをお伝えしたいと存じます。

また、今年も厳しい猛暑が見込まれており、それぞれの子ども食堂に対しまして、夏休み中にできるだけ多く食の支援を実施していただけるよう、改めて協力をお願いしていく予定でございます。ほかにも北九州市では、夏休み中のお子さんが遊びや学習スペースとして利用できるよう、子育てふれあい交流プラザや児童館、ユースステーション、市民センター、図書館等、身近にある多くの公共施設を開放してまいりました。今年度は、これらに加え新たに、生涯学習センターのエントランス等を活用し、若者が気軽に集まり、くつろげるスペースを設置

するなど、多様な場所でのサードプレイスづくりも進めているところでございます。さらに、これらの施設に加えまして、熱中症等の健康被害を防ぐため、市内255の施設をクーリングシェルターに指定させていただき、子供さんたちにも開放しているところでございます。

学校等を通じた情報発信などによりまして、子供たちや保護者の皆様にこれらの取組をしっかりお伝えしながら、今後も子供たちを酷暑から守る環境を提供していく予定でございます。引き続き、子供の目線に合わせて子供の最善を考えることもまんなかc i t yの実現に向けて、まずは北九州市の未来を担う子供たちがこの夏を健やかに安心して過ごせるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上となります。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（中原田香織君）大項目2、子供の紫外線対策について、紫外線が子供の目に与える影響について本市の見解を伺う、子供たちの目を紫外線から守るためにサングラスの着用の対策を考えるべきと考えるが、見解を伺う、に併せて御答弁申し上げます。

WHO、世界保健機関の報告によると、子供の目は構造上、紫外線による有害な影響を受けやすいとされております。また、環境省の紫外線環境保健マニュアルでは、子供の頃から紫外線を浴び続けることで、その影響が蓄積し、将来的に皮膚がんや白内障などを引き起こすおそれがあるとされております。このため、北九州市では、市民センターで開催している乳幼児なんでも相談や乳幼児の家庭訪問などの機会に、保健師等が保護者に対し、紫外線に関する正しい情報や予防対策について指導を行っております。また、保育所等に対しては、日差しの強い時期には園庭に遮光ネットを設置して直射日光を遮ることや、園児に帽子を着用させることなど、適切な対策に取り組むよう通知しております。

議員御提案の紫外線対策としてサングラスを着用することは、紫外線から目を保護する手段の一つであると認識しております。一方で、日本眼科学会等が、十分な太陽光を浴びない場合、小児の近視が進行するリスクが高まるとの見解も示されており、現時点では医学的見地からの統一的な見解が示されていない状況でございます。

以上のことから、子供のサングラス着用については、子供の目の健康に及ぼす影響に関する国や関係機関の動向などを注視したいと考えております。今後も、紫外線の子供に与える影響や様々な予防対策について、健康教育等の機会を通じ、保護者等へ正しい情報提供に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）最後に、残り3つの御質問について順次御答弁申し上げます。

まず、大項目3つ目、障害児の親亡き後支援相談について、障害者の親が支援できなくなる時に備えて親亡き後準備ガイドブックのようなものや、市政だよりなどで周知を進めるべきとの御質問でございます。

障害のある方を日々支えている御家族にとりましては、自身の高齢化や病気などによりそれまで担ってきた介護や生活支援の継続が困難となる、いわゆる親亡き後への不安が課題となっております。令和4年に在宅の障害児者を対象といたしまして国が実施した生活のしづらさなどに関する調査におきましても、障害のある方の主な介護者はその親である割合が26.6%となっております。このため、国においては、障害のある方が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、地域全体で支える体制づくりを進めているところでございます。

北九州市におきましても、こうした国の動きを踏まえ、親亡き後を見据えた支援の充実に取り組んでいるところでございます。具体的には、令和6年度から地域生活支援拠点等のモデル事業を開始し、介護者の急病などにより支援が受けられなくなった際の短期入所による緊急受入れや、自立に向けた一人暮らし体験などを通じて、地域全体で障害のある方の生活を支える体制の構築を進めているところでございます。

議員御提案の親亡き後準備ガイドブックや市政だより等による周知につきましては、御家族が市の取組や支援制度、相談窓口などについて知り、将来を見据えた準備を始めるきっかけにもなると考えております。このため、北九州市においても、支援内容を掲載したリーフレット等を作成している他都市の事例なども参考に、効果的な周知の方法等について御家族や関係団体等の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。今後も、御家族の皆様が将来に備えることができるよう支援に取り組むとともに、障害のある方が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大項目4つ目、耳の聞こえと認知症予防について、聞こえの問題が認知症予防につながることの啓発、それから、高齢者に簡易な聴覚検査を行うなど、難聴対策が認知症予防につながるという正しい理解の促進ということの御質問でございます。

高齢者の難聴につきましては、放置すると周囲とのコミュニケーションが困難になり、社会参加の範囲が狭まるだけでなく、認知機能や生活の質に影響を及ぼすと言われております。国におきましても、難聴の早期発見と早期介入は介護予防や生活の質を維持するための重要な要素の一つとされており、自治体向けに難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた手引が作成されているところでございます。この手引では、早期発見の手法として、聞こえに関する講話と併せて聞こえのチェックリストを活用することが効果的であると示されております。このため、北九州市では令和6年度に聞こえのチェックリスト等を掲載した啓発チラシを作成し、これまでに市民や福祉関係者等へ約3万7,000部を配布するなど、幅広い周知に努めてまいりました。

また、難聴が認知症につながるリスクがあることを直接啓発するため、言語聴覚士による出前講演の開催に取り組み、この中で、啓発チラシを用いた聞こえのセルフチェックや必要に応じた医療機関への受診勧奨も行っているところでございます。この出前講演の開催につしまし

ては、昨年度は16回でしたが、今年度は5月末の時点で既に33回のお申込みがあるなど、市民の耳の聞こえの関心も高まっていると感じております。さらに、今年度は、フレイルリスクのある高齢者を対象に、聞こえのチェックに加え、運動機能や認知機能等を測定し、認知症を含む介護予防について専門職がアドバイスや受診勧奨を行う事業をモデル的に実施することとしております。北九州市といたしましては、これらを通じて今後も難聴の正しい理解の促進と早期発見、早期介入に取り組み、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、大項目5つ目の産業医科大学若松病院の閉院の影響について、北九州市として若松区の地域医療を維持するために今後どのように関わっていくのかという御質問でございます。

市民の皆様が将来にわたり安心して必要な医療を受けられる体制を守っていくために、北九州市の持続可能な地域医療体制を確保していくことは重要な課題でございます。北九州市ではこれまでも、医療機関や医師会など関係機関と連携し、市域全体の医療体制の確保に取り組んできており、産業医科大学には市内唯一の大学病院として高度専門医療の提供など、地域医療を支える重要な役割を担っていただいているところでございます。今回の産業医科大学若松病院の大学病院への集約につきましては、若松病院の赤字経営が法人全体の経営に影響を及ぼしている状況下におきまして、産業医科大学が今後も自らの役割を果たし、持続可能な地域医療を守っていくために、熟慮の末、決断したものと受け止めております。

一方、若松区東部地域で今後の医療サービスについて不安を感じている方もいらっしゃるということは十分認識をしております。こうした不安に寄り添うため、産業医科大学では、大学病院への機能や人員の集約による体制強化を図るとともに、若松区東部の医療サービスを維持するための方策について検討を進めていると伺っております。具体的には、1つ目に、大学病院の救急医療の対応能力をさらに高めることによる若松区東部を含めた救急患者の受入れ体制の強化、2つ目に、現在若松病院に通院している方へのアクセスの確保など丁寧なフォロー、3つ目に、若松地域の医療機関との連携強化、4つ目に、他の病院による移転後の若松病院施設の活用など、多方面にわたって検討していると伺っております。北九州市といたしましては、産業医科大学が検討しているこのような方策は若松区東部を含めた北九州市全体の医療体制の確保につながるものと考えており、今後、検討の詳細についての確認や協議を行っていくこととしております。

引き続き、産業医科大学をはじめ医師会など関係機関と連携し、北九州市の持続可能な地域医療体制の確保に取り組み、市民の皆様の安心につなげてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）御答弁ありがとうございました。それでは早速、第2質問と要望をらせていただきます。

まず、夏季休業期間中の酷暑対策及び食の支援についてですけれど、今年の夏休みは特に子供たちの健康が心配でございます。子ども食堂は、箇所はあるんですが、偏在しています。小さな子供が通うには遠過ぎたりということもありますので、ぜひクーリングシェルターなどでフードパントリーなども行っていただきたいと思いますし、地域をきちんと分けて、子供たちがどこの学校に行っても享受できるように、子供たちの声も聞いていただきたいと思いますし、また、学校など、もしくはいろんな地域で、どこにあるということをしっかりと伝えてほしいなと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、子供の目の紫外線対策については、今回小松議員も取り上げられましたけれど、目はむき出しの臓器と言われていて、常に外気にさらされたまま紫外線などの影響を受けやすいデリケートな臓器であります。長時間、紫外線に直接さらされることで角膜に傷がついたり剥げることもあるということで、そうすれば強い痛みを伴ったりします。最近は高野連認証のスポーツサングラスもできて、高校野球の公式戦でも使用ができるとなっています。さらには、これはちょっと商業的ですけども、ペット用、犬用の目を守るためのサングラス、ワングラスまでできているようです。

実は、私も数年前、息子が高校生のときに、視力はいいのですが、あえて紫外線対策としての眼鏡をつくった、そんな経緯もあります。視力矯正の普通眼鏡と変わらない透明なものでありました。昨今、視力が悪くて眼鏡をかけたりコンタクトをしている子供たちも多く、この子たちは逆にUVカット機能がかなりついていると思っています。ただ、視力のよい子たちのほうがリスクが高くなるのではないかなと、そんなふうにも思っています。過度な紫外線による目のダメージについてもしっかりと子供たちや保護者にも啓発していただきたいし、安全で安心な紫外線防止用のサングラス、これが大事であります。サングラスなら何でもいいというものではありません。ですから、こういったことをしっかりと広めていただく、そんな取組が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう時間が限られていますが、産業医科大若松病院の閉院についてです。この問題についてはこれまでも2人が質問されていますが、事前に閉院の相談があったかと思いますが、もともと市立病院だったこともあり、診療科やベッド数をできるだけ維持できるように若松の地域医療を守るための努力はされたのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）産業医科大学からは、若松病院の経営状況が厳しいということ、それと経営改善に向けて様々な改善策を検討しているということは伺っておりました。その上で、今回の方針に対して北九州市からは、若松区東部の方の医療サービスへの影響ということ、それから、若松病院の施設が活用されないままになることへの危惧ということはお伝えしたところでございます。これに対しまして、先ほど御答弁でも申し上げましたように、他の病院による移転後の施設の活用ですとか、若松区東部の医療サービスの維持に向けた様々な方

策というのを多方面から検討していると伺っておりまして、市としてもこうしたことについて引き続き協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）ありがとうございます。厚労省御出身の武内市長は、さらに地域医療の重要性はよく御承知のことと思います。若松区内に2次救急医療機関がなくなることは、区民にとってはただただ不安でしかありません。このままではまちづくりにも大きく影響しますし、若松区東部はさらに人口が減少するのではないかと危惧をしております。八幡の産業医科大学病院まで、通常であれば普通でも30分かかります。救急車でも20分ぐらいは少なくともかかるのではないかと考えています。若松区の市民の皆さん、区民の皆さんも、市長の手腕に大変期待をしております。ぜひ、その期待に応えていただければと思いますが、市長、見解をお聞かせください。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）本当にそういう御心配、そして、もちろん私どもも気持ちは同じでございますので、市民の、区民の皆様に安心が担保され、同時に持続可能な医療がこの地域でしっかりと守られていくこと、この両立に向かっていろいろな皆さんとしっかりと相談をしながらやっていきたいと思っております。それは三宅議員と全く意は同じでございますので、また知恵を合わせて進めていきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）ありがとうございます。医師会の先生方ともいろいろとお話をさせていただいて、とにかく安心なまちづくりができるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、親亡き後の支援について、昨年の10月、日本財団が障害者の家族2,500人を対象に、親亡き後の問題に関する家族の意識実態調査アンケートをオンラインで行っておりまして、18歳以上で障害がある人の家族のうち、85.5%が親亡き後の将来に不安を感じていると答えています。ぜひ、そのような結果をしっかりと受け止めていただいて、今少しずつ取組をしていただいているということですので、冊子にまとめていただいたり、目にしやすい形にして、少しでも安心して過ごすことができるようにお取り組みいただきたいと思ひます。

最後に、耳の聞こえと認知症予防については、関連性は世界的にも認められております。でも、御存じない方が私の周りにも高齢者の方たちで結構いらっしゃいます。あえて今回、取り上げさせていただきました。全市的にもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、最近耳の聞こえのアプリなども出ておりますので、そういったことも活用して、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。32番 大久保議員。

○32番（大久保無我君）皆さんこんにちは。市民とともに北九州、大久保無我です。6月定例

会、一般質問させていただきます。

初めに、ムクドリ対策について伺います。

皆さんはムクドリは御存じでしょうか。議場配付資料の1枚目を御覧ください。ムクドリは、スズメ目ムクドリ科に属し、主に群れで暮らしている小さな鳥で、昔は田畑の害虫を食べる益鳥とされていましたが、現在では都市部に進出し、大規模な群れによるふん害や騒音被害、さらには果樹への食害などの生活環境被害を引き起こす害鳥とされることが多くなっています。

配付資料の2枚目を御覧ください。黒崎駅前の樹木に留まっているムクドリの写真です。すごい鳴き声なんですね。本来なら動画で御覧いただきたいところではあるんですけども、議場では動画を流すことができませんので、騒音の状況を視覚化したものを3枚目の資料としてつけております。テレビやネットで御覧いただいている方は、私のホームページとかフェイスブックにも同様の資料をつけておりますので、御覧いただければと思います。このように、黒崎駅前では夕方になると数百羽のムクドリが黒い塊となりまして、駅前の街路樹、それから電線などに大群で押し寄せてきます。そして、この資料のように、ジャージャーとかギャーギャーとか、とてつもない大きな声で駅前を通行する人々を恐怖に陥れる駅前にいる鳥、つまり駅鳥となっています。集まった鳥たちが所狭しと大声で鳴く姿は、鳥のさえずりというものを超えて、もはや暴走族顔負けの大変迷惑な騒音となっています。

議場配付資料の4枚目を御覧ください。駅前の木に留まっているムクドリは、御覧のように、大量のふんを道路に落とします。非常に汚い。食後に大変申し訳ないと思っておりますけども、道路の色が変わるぐらいの状態になっているんですね。衛生的にも大変問題があります。

このムクドリの傍若無人で非道なる振る舞いは、もはや限界を超えています。私たちの平穏な駅前をムクドリに荒らされてしまっているのに、我々人類はこれを指をくわえて見ているだけでいいのでしょうか。これまでよく行われていたムクドリ対策は、木の枝をせん定してムクドリがとどまることができないようにしたり、大きな音を出して追い払ったり、猛きん類の人形を置いたりするなど、全国の自治体で試行錯誤しながら同志たちがムクドリと戦っています。

捕まえて焼き鳥にしてやろうかと思うぐらいすごいですけども、ムクドリは鳥獣保護管理法で保護されており、捕獲、駆除することが原則としてできないため、近くの森に追い払うことが最も有効な対策となります。本市においては、区役所まちづくり整備課がその最前線に立ってムクドリ対策を行ってくれております。しかし、とても対応に苦慮しているという印象を受けました。まちづくり整備課だけでムクドリと戦うというのは、敵国からの侵略行為に対して地域の守備隊のみで防衛せよと言っているようなにもなりますので、私は、鳥獣被害対策、それから道路の維持、安全・安心、保健衛生など関係すると思われる部署が団結し、総力を挙げ

てムクドリ対策をしなければいけないと考えております。

これは人類とムクドリの戦いだということを認識しなければなりません。対処では追い払うことはできません。ムクドリは、一度住み着いてしまうと追い払うことは困難です。戦わなければ勝てないのであります。我々人類が本気になれば、ムクドリなど、まさにう合の衆にすぎません。例えば、長野市では、信州大学名誉教授、中村浩志先生の協力の下、様々な取組を行うことにより被害が解消されるなど、一定の成果を上げた事例、地域もあるようです。

そこで、本市においても、黒崎駅前の道路や街路樹におけるムクドリ被害の実態調査とムクドリ追い払い作戦を行うべきと考えます。市の見解を伺います。

次に、行政評価について伺います。

行政評価は、一言で言えば行政の健康診断であり、事業を行う執行部から見れば、取組における改革、経営の羅針盤とも言えます。市民や民意の代表である議会に対し、行政が行っている事業の目的や予算、そして事業の経過状況、さらに成果目標と成果指標を明記、公開することで、事業が現在どのような状況にあり、その成果や進捗がどの程度進んでいるのかが可視化されます。この行政評価という仕組みの導入により、議会のチェック機能がより客観的かつ有効になると同時に、市民に対しても市の予算の使途とその実態を明らかにする説明責任を果たすことにつながり、その重要性は極めて高いと考えます。

本市の行政評価は、平成12年、当時の末吉市長の下で行政改革の柱として試験的に導入されました。その後、北橋市長の時代、平成22年、北九州市自治基本条例の制定により、評価の結果公表が市長の責務として格上げされました。当時の基本方針である元気発進！北九州プランに掲げられたおよそ700の事務事業に対し、本格的な運用が開始され、PDCAサイクルの確立が図られてきたという経緯があります。そして、現在は、武内市長が掲げる北九州市新ビジョンの実現に向け、重点戦略に基づく主要事務事業およそ200の事業を対象として新たなステージでの評価がスタートしています。

私は、行政評価には大きく2つの利点があると考えられます。一つは、執行部側の事業に取り組んだことの結果、何がどう変わったか、どういう成果を導き出せたかに焦点を当てることで、限られた財源を最適に配分する経営判断の指針となること。もう一つは、議会側が客観的な根拠に基づいた建設的な政策立案とチェック機能を可能にする共通言語となることです。

そこで、伺います。市は現在の評価制度がこれらの機能を十分果たせていると認識されているか、改めて行政評価を行うことについての意義について市の認識を伺います。

2つ目、制度導入から20年以上、条例制定から15年近くが経過しました。長年この行政評価の運用を続ける中で、評価がルーチンワーク化し、単なる書類作成のための事務に陥っているという懸念はないでしょうか。

これはさきの予算特別委員会でも指摘しましたが、令和6年度行政評価の取組結果で見ると、例えば総務市民局の主な施策として、防犯カメラや防犯灯の増設やAIなどの技術を取り

入れた防犯対策のさらなる推進というものがあります。議場配付資料の行政評価の1枚目のところでは、この施策の主要事務事業として防犯カメラ運用事業と防犯灯設置事業があり、これらの事業に対する評価の指標にはいずれも福岡県警が発表している刑法犯認知件数が用いられています。刑法犯認知件数とは、殺人や強盗などの刑法に触れる行為について、被害届や告訴などの端緒により警察が事件の発生を認知した件数のことで、警察から毎年発表されるものです。刑法犯認知件数には凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯とあり、凶悪犯は殺人、強盗、放火、不同意性交等暴力性が高いもの、粗暴犯は暴行、脅迫、恐喝などの行為、窃盗犯は空き巣、自転車盗、車上狙いなどの行為です。知能犯は、いわゆる詐欺、横領、通貨偽造などです。今回、例に挙げました防犯カメラの設置目的でいうと、粗暴犯や窃盗犯が大きく関わると考えられます。一方、偽電話詐欺などの知能犯は、防犯カメラの設置とは関係が薄いと考えられます。にもかかわらず、仮に偽電話詐欺の件数が大きく増減すると、行政評価の指標となっている刑法犯認知件数に直接影響することになり、防犯カメラの設置の効果で最も検証すべきである粗暴犯や窃盗犯などの数値に関係ない評価が出されてしまうことにもなりかねません。

行政評価の要は、事業の目的と成果指標の論理的なつながりにあると考えます。しかし、現在の評価内容を精査すると、先述のような、本来の目的と関連が薄い、もしくは取組の結果、得られた成果とは言えない指標が用いられていると考えられ、活動報告にすり替わっている指標が散見されるのではないかと考えます。

市は、個別の事業評価において、その指標が本当に事業の成果を測定し得る生きた指標になっているのか、不断の見直しを行っているのか、こうした行政評価の状況を鑑み、事業と評価指標についての見直しを行うべきと考えますが、見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目1つ目、ムクドリ対策について、黒崎駅前道路や街路樹におけるムクドリ被害の実態調査、追い払い作戦についてお尋ねがございました。

ムクドリは全長24センチメートルほどの鳥で、ケヤキなど大きな木を好んでねぐらとする傾向があり、夕方になるとねぐら近くに大群が集まり、周辺を飛び交った後、ねぐらへ戻る習性がございます。中でも、人通りが夜間も多い町なかは、天敵の鷹やフクロウなどの猛きん類が寄りつかないため、ムクドリが集まりやすい環境となっております。

議員御質問の黒崎駅前におきましては、夏から秋頃にかけては、商店街入り口付近やふれあい通りの街路樹などにムクドリの群れが飛来し、特に夕方の時間帯に上空を飛び交うことから、鳴き声による騒音やふん害が生じていると認識しております。そのため、八幡西区役所まちづくり整備課におきましては、安全で快適な歩行空間を確保するため、ふんで汚れた路面の清掃作業を適宜行っております。

このような状況を解決するには追い払い対策が必要であります。山林等で実施している銃による威嚇やわなの使用は、駅前の人通りが多い場所においては不向きであると考えております。そこで、これまでも、有害鳥獣に効果があるとされている、1つには鳥が嫌がる点滅照明の照射、2つ目に天敵である鷹などの鳴き声のスピーカー放送、3つ目にねぐらである街路樹のせん定といった様々な追い払い対策を試してまいりました。しかしながら、一時的に効果が得られた対策もありましたが、結果的に元の場所へ戻ってくるため、同じ状況の繰り返しとなり、完全に追い払うことが容易ではない状況でございます。

このため、新たな対策として、高周波の発生による撃退装置を試験的に使用する準備を始めたところでございます。今年の夏にムクドリが飛来してきた際には、集まる場所を改めて調査した上で、この試験的な取組を行う予定としております。今後は、その効果を検証するとともに、他都市の事例や専門家の知見などを必要に応じて情報収集し、取組の参考にしていきたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 行政評価につきまして、まず、現在の制度がきちんと機能を果たしているのかの認識、また、現在の評価内容には取組目的との関連が薄い成果指標が散見されるので事業と成果指標を見直すべきと考えるが、見解を伺うという2点につきまして、まとめてお答えいたします。

北九州市では、議員御紹介のとおり、自治基本条例第18条に基づきまして、北九州市基本計画に掲げる主要な施策やその関連事業について行政評価を実施しております。行政評価は、限られた行政資源を有効に活用する上で重要な取組であり、施策や事業の成果を検証し、その結果を改善につなげる、いわゆるPDCAサイクルにおけるC、チェックに当たるものとして、毎年度決算と併せて市民の皆様公表し、議会の皆様にもお示しをしております。

また、行政評価に際して成果指標を最大限活用することは、施策や事業が目指す成果を客観的に確認する上で有効なものでございます。このため、指標の設定に当たりましては、施策や事業を何のために実施するのかという目的を明確にし、取組内容や成果指標とのつながりを整理することが重要であると考えております。他方で、専ら数値で測る成果指標のみに依拠した場合、事業の性格によりましては、数値化が難しい重要な価値や本来目指すべき中長期的な成果を見落とし、本質的な改革や改善につながらないおそれがあること。また、指標を適切に設定したといたしましても、その達成に過度にとらわれることになると、目先の短期的な進捗にこだわり、評価が形式的になりがちになるといった指摘もありまして、制度の運用に当たりましてはこうした点も留意しつつ、総合的な観点から事業検証していくことが必要と認識をいたしております。

こうした成果指標の有効性と留意点を踏まえながら、昨年度、北九州市基本計画に基づく98の主要施策とこれを構成する198の主要事業を対象に行政評価を行い、その結果を令和6年

度決算と併せて公表し、議会におかれましても成果指標の測定方法や達成の見通しなどについて様々な御意見をいただいたところでございます。そうした意見も参考としつつ、令和8年度、本年度予算編成に合わせまして、主要事業の必要性や効果を検証した上で18事業を廃止するとともに、新たに19事業に取り組むなど、行政評価の対象となる事業の見直しや重点化を行ったところでありまして、実効性のある仕組みとして機能しているものと考えております。

また、議員御指摘のように、事業の目的や成果との関連性におきましてよりの確な指標があると考えられる場合については適宜見直しを行っております。例えば、令和8年度予算編成時には風力発電人材育成事業におきまして成果指標を再生可能エネルギー導入量としておりましたが、これを変更いたしまして、風力発電関連産業が就職先の候補となり得ると回答した学生の割合に変更するなど、事業効果をよりの確に把握する観点から8つの主要事業につきまして見直しを行いました。引き続き、行政評価につきましては事業の成果をよりの確に把握できるよう、精度を高めながら適切に運用してまいります。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）32番 大久保議員。

○32番（大久保無我君）御答弁ありがとうございます。

ムクドリについて市長から御答弁いただきました。これについて一言、言いたいことがあります。ありがとうございます。前向きに取り組んでいただけるということで、心強いなと思いました。さっきの御答弁の中にもありましたように、私も陳情等を受けてムクドリ対策を市にお願いしたこともあります。やっていただいたことが、やっぱり木のせん定なんですね。対応するのがまちづくり整備課さんがやっていただけるので、できることといえば木のせん定しかできない。そうすると、切られた木にはムクドリ留まれませんから、次の木、次の木、次の木とどんどん移っていくわけですね。それはまさに、たちごっこみたいな状態になってしまうんですよ。ムクドリなのにたちごっこなんですよ。鳥なんですよ、これ本当はね。なので、たちごっこにならないようにしなきゃいけないと思うわけです。

重要なのは、最初の質問の中にもありましたように、まちづくり整備課だけで対応するんじゃなくて、鳥獣被害対策課もあるわけですから、まさに鳥獣の鳥のほうですから、鳥の対策をやっていただく、一緒に考えていただくことも大事でありますし、ふんが落ちるということは衛生上も汚いということもありますので、保健衛生とか安全・安心のところでも出てきていただいて、みんなでチームになって、黒崎駅前だけの話じゃないんだよってことを考えていただいて、よその町にも現れる可能性は当然ありますので、成功事例をつくっていただいて追い払いをしていくということをぜひやっていただければと思います。叫び声とか鳴き声とか、物すごいですよ。先ほども資料で見ていただいたと思うんですけども、こういうにぎわいは必要ないので、できればムクドリに対しては、今、市長も新しい取組をやっていただくということをお願いしたので、取組を見守らせていただきまして、これがうまくいくように祈っておりますので、引き続き頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

それでは、行政評価についての話をさせていただきます。

これも言いたいことはさっきの質問の中でほぼ述べているんですけども、200ある行政評価の中で私が例を挙げたのが1個。1つか2つか3つ、1%とか2%の話なんじゃないですかと思われるかもしれません。ただ、それ以外にもざっと行政評価を見ていきました。幾つかやっぱり気がつくところがあるんですね。

例えば、配付資料の2つ目、行政評価の2つ目ですね。プロモーション事業というところですね。議会でもこれやり取りしたんですけども、議会の答弁では、シティプロモーション推進事業、プロモーションということについてどういうふうに考えていますかということで、こういうことを答弁されました。プロモーション事業について、少子・高齢化、それから人口減少の中で、都市の価値や魅力を向上させて市内外に効果的に発信する戦略的広報に取り組んでいますと。特に、市外の方々についてはファン層を拡大し、町のにぎわいとか集客、それから将来的に選ばれる都市としてのイメージ向上につなげるためのシティープロモーションに取り組んでいるところですよ。テレビや新聞、雑誌などのマスコミに働きかけたり、小倉駅の階段の広告やマルチビジョンなどの統一的な情報発信を行っているということでした。この事業について課題があるという話じゃなくて、この事業の効果を測る行政評価、この評価指標というものがどうなのかという話ですね。シティプロモーション推進事業がうまくいっているかどうかを測定する、評価する指標というのが、北九州市が好きだと言った人の割合ということになっています。令和5年が87%で、令和6年の目標が90%。結果として、令和6年の実績値が85.2%、つまり令和5年より減少しているわけですね。評価結果を見てみますと、順調って書かれているんですよ。ん、と思うわけですね。

まず最初に、評価うんぬん言う前に、事業に取り組んだ結果、目標値に届かずに、むしろ減少していると。でも、結果には順調って書かれているんです。順調って書いているからには何かほかにも理由があるのかなと思いましたので、理由のところを見てみますと、こう書かれていました。北九州市のことが好きであると回答した人の割合が令和5年度から若干減少したものの、誇りや自信を感じると回答した人の割合が増加したと。広報、プロモーション活動は対外的な魅力発信のみならず市民のシビックプライド醸成にも貢献し、そのことによって市民が自慢の北九州市を伝えたり薦めたりしたくなり、それがさらにポジティブな都市のイメージ浸透につながるという感じで書かれています。だったら何で、北九州市のことが好きであるを評価指標にしたんだって話になるんですよ。最初から、誇りや自信を感じるを評価指標にしなければいけないんじゃないかなと思うわけですよ。

だって、この年のシティプロモーション推進事業では、北九州市のことが好きだという人たちを増やすことを目的とした取組、事業を行っていたはずなんですけども、むしろそれは減少してしまっているということになりませんか。一方で、北九州市のことを好きだと思ってやったはずの事業が、結果を見たら、北九州市のことを誇りに思うという人たちが増えてしまった

と。近いとか結びついていることになるんかもしれませんが、アンケートではそういう結果にはなっていないわけですよ。北九州市に対して誇りを感じるという人が増えたということに結びついたと言うんだったら、この行政評価を見るとそういうふうに見えてきます。例えるなら、野球で、うちの子は野球やっていますけども、今期の目標は打率を上げると言っていて、いろいろ頑張って、結果を見たら、打率上がんなかったけどエラーは一個もしていませんよって。だからこのままでオーケーと言っているようなもんですよ。打率どこ行ったんちゅう話になるわけですよ。なので、事業評価をやっているときに成果指標というのは私大事な話だと思っていますので、もしこういうことをやるんだったら評価指標を増やしていくとか、やっている事業に対して、それに見合った正しい指標を出すということがすごく大事なんじゃないかなと思います。

教育委員会のほうですね。その次の資料ですね。不登校・いじめ対策の強化というところでスクールカウンセラーの配置というのがあります。この行政評価では、スクールカウンセラーを配置した効果を測る指標は、アンケートで学校が楽しいという回答をした児童生徒の割合、これの増減でスクールカウンセラーの配置がうまくいったかどうかということに対しての成果を測っているということになります。

確かに、悩みを抱える児童生徒の話を聞いたり、先生たちへの間接支援によって子供たちの悩みが解消されて、先生たちが働きやすくなって児童生徒たちに向き合う時間が増えて、しっかり児童生徒たちの様子を見ることができて、子供たちとの関わりが増えていくことで、結果として、回り回って子供たちが学校に行くことが楽しいというふうになるかもしれません。ただ、児童生徒が学校が楽しいと思えるのはスクールカウンセラーの配置だけではなくて、例えば給食が私苦手なんですとか、体育が苦手なんですとか、歌を歌うのが苦手なんですとか、友達とちょっといざこざがあったんですとか、そういうこともあるでしょうし、逆に楽しいなと思うことも、給食であったりとか、新しい靴を買ってもらったからこれ履いていきたいとか、いろんな要素が多々あると思います。そういう意味で、施策の有効性が正直言ってこれは見えないというか、むしろ、因果関係が全くないとは言えないけども、かなり遠いんじゃないかなと思うんですね。最終的に子供たちが学校が楽しいと思うようになることを目指すことはいいことだと思うんですけども、スクールカウンセラーの配置イコール学校が楽しいという、そこまで直接的な因果関係になるのかなということを評価指標にするのはちょっとどうかなとも思いました。

こんな感じで、行政評価の指標についての話をさせていただいたんですけども、行政が何か事業をやったときに、それに対しての満足度であったり成果を数値化するというのはなかなか難しいと思います。とはいえ、行政評価の指標として上げられている内容となっている事業が目的とずれていたり違っていれば、今のような話にもなりますし、事業の目的から外れて、成果指標の数値を上げるために目的を忘れて事業をしてしまうということにもなりかねないと思

念をしております。

そういう意味で、これは議会側のチェックもすごく重要だと思っております。今回、幾つか例を挙げさせていただいたんですけども、あくまでもこれ一例です。私が見た範囲の中で気づいたことです。行政評価を使っている執行部の皆さんももちろん大変だと思います。いま一度、事業と目的、それから評価指標について、それぞれ行っている現在の行政評価の状態を客観的な目線で見えてみるということをやっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。48番 本田議員。

（副議長退席、議長着席）

○48番（本田一郎君）皆様こんにちは。北九州会の本田でございます。

質問の前に1点、産業医大若松病院の件につきまして触れたいと思います。先ほども、若松区選出の山内議員、そして三宅議員、先週は小松議員からも心配の声があり、質問が上がりました。私も同様に懸念をしております。実は私、10年前に、学生時代に傷めました膝の前十字靱帯の再生手術を受けて、入院してリハビリを受けた経験もあります。また、今、少年柔道の指導やっているんですけども、大会等で骨折したりとか脳振盪を起こした選手たちもお世話になっております。また、皆さんも御承知のとおり、ラグビーのジャパンの元主将でありますリーチ・マイケル選手も産業医科大学で手術を行っております。そういった病院が閉院されるということは、私もそうですし、地元の若松の区民も本当に心配しているところであります。その一方で、市長と局長の答弁にもありましたように、関係者と連携しながら持続可能な医療体制を構築するというふうな答弁もありましたので、ぜひとも若松区民の皆さんが安心して過ごせることを進めていただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。

1つ目、〇〇推し課について。まず、都市ブランド創造局内に新設されました〇〇推し課について伺います。

本市は今年度、組織改正により〇〇推し課を設置しました。市の説明では、〇〇推し課は推しの熱量を町のにぎわいと新たな産業へ展開する全国初の挑戦とされています。しかし、市民や議員の中には、何をする部署なのか分からない、観光や産業振興とどう結びつくのか見えないといった不安の声もあります。民間の団体が行った推し活に関するアンケート調査結果によると、現在、推し活をしていると推定される人口は約1,940万人、市場規模は約4.1兆円に達するとされており、推し活は大きなポテンシャルを有しています。このようなことから、私はポップカルチャーが観光誘客や地域の活性化に大きな力を持つことを理解しています。だからこそ、市民の不安を払拭し、〇〇推し課が本市の観光や地域経済の活性化においてどのような役割を果たし、どのような成果を目指すのか明確にする必要があると思います。

そこで、2点お尋ねします。

1 点目に、〇〇推し課設置の目的と市長の思いについて伺います。

〇〇推し課は、みんなの好きイコール推しの熱量を原動力とし、さらなる町のにぎわいや関連産業の集積へと発展させる新しい挑戦です。

そこで、市長が〇〇推し課の新設に込めた思いや目的について見解を伺います。

2 点目に、市民への理解促進について伺います。

先ほど紹介したとおり、市民の中には、〇〇推し課が何をするとところなのか分からないという声もあります。推しの熱量を町のにぎわいや産業の集積につなげ、都市の活力に変えていくためには、地域を支える市民の理解や協力は欠かせないものと考えます。

そこで、〇〇推し課の役割や効果を市民にどのように分かりやすく伝えていくのか、広報や発信の方針について見解を伺います。

2 番目、観光振興について。次に、観光振興について 3 点お伺いします。

まず、インバウンドの動向と施策の方向性について伺います。

近年、全国的に訪日外国人旅行者数はコロナ前を上回る水準に回復し、地方都市においてもアジア圏のみならず欧米豪からの来訪が増加するなど、観光の質と市場構造が大きく変化しています。旅行目的がモノ消費からコト消費へと移行し、食、文化、体験型コンテンツの需要が高まっていることは本市にとっても大きな機会であると考えます。本市においては、門司港レトロや小倉城、皿倉山、若松北海岸、南海岸など既存の観光資源に加え、食文化、自然体験、歴史的町並みなど、多様な魅力を組み合わせた観光の可能性が広がっています。また、北九州空港の航空旅客便について、約 6 年ぶりの新規路線となる北九州～清州の新規就航や本年 9 月から北九州～台北線の運航再開など、インバウンドを取り巻く環境も変化しています。このような機会をチャンスと捉え、インバウンド観光客を呼び込むためには、まず、北九州市のことを知ってもらえるように様々な手段を用いて P R する必要があると考えます。

そこで、こうした状況を踏まえ、まず、本市としてインバウンドの推移や国籍別の特徴、滞在行動の傾向、インバウンド客への発信をどのように分析し、今後どのような方向性でインバウンド施策を進めていくのか伺います。

2 点目に、周遊型観光の推進について伺います。

3 月 27 日から運行が開始されたオープントップバスは、風景を楽しみながら地域を学ぶという新しい観光スタイルとして期待されており、私自身も乗車し、その可能性を実感しました。若戸大橋や工業地域のほか、巨大な風車を間近で望め、昼夜で異なる景色を楽しむことができる若戸大橋コースと、小倉城や門司港駅、関門橋を真下から堪能できる門司港コースの 2 つから選ぶことができ、本市の魅力を発信できる新たな観光資源がまた一つ誕生したことをうれしく思っております。一方で、満足度はまだ中程度であり、ルートの魅力づけやガイド内容、情報発信、他の交通機関や観光資源との連携など、改善の余地もあると考えています。周遊型観光は、単に移動手段を提供するだけでなく、市内各地域の魅力をつなぎ、滞在時間の延伸や地

域消費の拡大につなげる重要な施策です。その意味で、オープントップバスをどのように磨き上げ、周遊観光の中核として位置づけていくかは、本市の観光戦略において大きな鍵を握ると考えています。

そこで、本市としてオープントップバスを周遊型観光の中でどのように位置づけ、今後どのような改善を展開していくのか伺います。

3点目に、ポップカルチャーのさらなる活用についてお伺いします。

我が会派の5人は、3月26日、27日に大分県日田市において、医療、移住・定住、文化財保護、観光振興、ポップカルチャー活用の5分野について視察を行いました。いずれの分野においても、行政と民間、地域住民が役割を分担しながら地域の魅力を高め、持続可能な地域づくりを進めている姿が印象的でした。特に、各分野が単独で存在するのではなく、相互に連動しながら地域全体の価値を高めている点は、本市にとっても大きな示唆を与えるものです。

このうち、私が今回の視察で最も強い印象を受けたのがポップカルチャーの活用です。日田市が取り組む観光施策、特に進撃の巨人を活用した地域振興の取組について説明を受けるとともに、関連施設の現地視察を行いました。説明によると、日田市においては近年、観光客数、観光消費額のいずれも大きな成果を上げており、この背景には進撃の巨人を活用した一連の施策による誘客効果が大きく寄与しているとのことでした。これは、進撃の巨人の作者である諫山創先生の故郷への恩返しという思いと、進撃の巨人を通じてまちおこしをしたいという有志の熱い思いが契機となって立ち上げられたものであり、行政主導ではなく、民間と行政が一体となった取組として展開されている点に特徴があります。クラウドファンディングを活用した銅像設置をはじめ、ミュージアムの整備、ARを活用した周遊施策など多面的な展開が図られており、これらが継続的な誘客とリピーターの創出につながっているとのことでした。

一方、本市においても、あるあるCity、北九州市漫画ミュージアム、北九州ポップカルチャーフェスティバルなど、ポップカルチャーを活用した町のにぎわいづくりと魅力の発信に取り組んでいるところです。しかし、日田市との連携は十分に進んでいない状況です。九州北部全体での広域周遊ルート形成は双方にとって大きなメリットがあり、本市が積極的に関与すべき分野であると考えます。

そこで、国内外の方から非常に反響のある取組を進めている日田市との連携を強めるなど、広域的なポップカルチャー観光ルートの形成を積極的に進めるべきだと考えますが、見解を伺います。

以上、第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目、〇〇推し課につきまして、思いや目的についてお尋ねがございました。

現在、推し活は幅広い世代に広がりを見せており、日本人の4人に1人が、アニメ、アイド

ル、スポーツなど何らかの推し活を行っていると言われております。このため、議員御指摘ありましたように関連分野含めた市場規模は約4兆円にも上るとされ、推し活は個人の趣味活動の域を超え、地域の消費拡大やにぎわいの創出に寄与する新たな経済的価値として注目されているところでございます。私は、推しという行動の本質を、自らの意思で誰かや何かを応援する主体的な選択に基づく利他的な営みであると捉えております。そして、自分の好きを大切にしながら、それを誰かと語り合い、共有し、共に応援していく、この熱量は人と人とのつながりを生み、町に活気をもたらし、地域を動かす大きなエネルギーになると考えております。

こうした中、北九州市には、映画の町としての実績、北九州市漫画ミュージアム、あるあるCityをはじめとしたポップカルチャーの集積に加えまして、スポーツ、食、夜景などなど、多様な推しの受皿となる豊かな土壌が既に築かれているところでございます。そこで、北九州市が持つこれらのポテンシャルを最大限に生かし、ファンや市民の皆様の熱量を一過性のもので終わらせることなく地域経済の発展につなげていくこと、すなわち推しの熱量を都市の活力へ変換していくことをミッションとした課として、令和8年4月に〇〇推し課を新設したところでございます。

具体的には、推しの熱量を市内での回遊や滞在、飲食、買物、宿泊などの消費行動につなげ、そして町のにぎわいを促し、さらにはコンテンツ産業の誘致やクリエイターの集積へと発展をさせていく、言わば点のにぎわいを線でつなぎ、さらに地域全体を巻き込む面の経済循環へと高めていくことがこの課の役割でございます。この挑戦の先にあるのは、市民の皆様の暮らしの豊かさであります。にぎわいを生み、地元企業を元気にする、そして誰もが自分の好きを尊重されながら、この町に住み続けたいと思える北九州市の実現に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

〇議長（中村義雄君） 都市ブランド創造局長。

〇都市ブランド創造局長（池永紳也君） まず、〇〇推し課のうち、〇〇推し課の役割や効果を市民にどのように分かりやすく伝えていくのか、広報や発信の方法について御答弁申し上げます。

〇〇推し課の役割につきましては、民間事業者を含め、市内で実施されるイベントやスポーツ、ポップカルチャーなど既存の事業に対しまして、推しの視点や特性を掛け合わせることで町のにぎわいを創出し、地域経済への波及効果を高めていくことでございます。効果につきましては、こうした役割を果たす中で来訪者の回遊性を高めるとともに消費の拡大につなげ、地元企業の売上向上や雇用の確保、さらには市税収入の増加を図り、ひいては市民の皆様の暮らしの彩りや安らぎとして還元していくことを目指すものでございます。

次に、市民への説明と理解促進につきましては、〇〇推し課が担う役割や目指す効果、そして具体的な事業内容や実績を分かりやすく丁寧に発信していくことが重要であると認識しております。その第一歩といたしまして、〇〇推し課の発足に当たっては、4月1日に実施いたし

ましたキックオフミーティングを公開するとともに、ストーリー性を持たせたプレスリリースなどにより、現時点で全国ネットを含めテレビ、新聞、ラジオ等に29件取り上げられるなど、高いパブリシティ効果を得ることができました。こうしたことにより新たな取組として認知していただく契機となったほか、市内外からの問合せや12社の企業からの連携希望も寄せられており、報道等を通じた一定の周知の効果があったものと受け止めております。

今後とも、このような認知の広がりをもさらに具体的な展開や都市ブランドの向上につなげるべく、市政だよりや市のホームページ、各種SNSなど既存の広報媒体を最大限活用するとともに、事業ごとに成果や協力事業者の声、来訪者の反応などを分かりやすく示しながら、市民の理解と共感を得られるよう丁寧かつ積極的に発信してまいります。

次に、観光振興についての3つの質問に順次お答えいたします。

まず、インバウンドの推移、国籍別の特徴、滞在行动の傾向、発信の分析と今後のインバウンド施策の方向性について御答弁申し上げます。

全国の訪日外国人旅行者数は2025年に4,268万人と過去最高を更新するとともに、個人旅行の増加、SNSや動画を通じた情報収集、リピーターによる地方分散化などが進んでおります。九州におきましても2025年の外国人入国者数は581万人と過去最高となり、福岡空港と博多港からの入国が約75%を占めるなど、福岡都市圏を玄関口とした周遊需要が大きいものと分析いたしております。

そうした中、北九州市の2024年の外国人観光客数は36万7,000人と、前年比36.4%増となり、着実に回復基調にございます。国・地域別では韓国、台湾、香港、中国で約9割を占め、短期滞在型の来訪が中心である一方、限られた滞在日数の中でも、食、文化、日常、町並みなど、その土地ならではの体験を求める傾向が高まっております。一方、北九州市には多様な観光資源があるものの、その魅力が海外市場に十分届いておらず、認知度向上が最優先の課題と考えております。このため、多言語による公式観光SNSでの動画発信、外国人マイクロインフルエンサーの活用、海外旅行サイトと連携したプロモーションなど、海外向けの情報発信を強化しているところでございます。

今後は、北九州空港における清州便の拡充や台北便の運航再開を好機と捉え、韓国、台湾からの誘客を一層強化するとともに、福岡都市圏からの取り込みを重点的に進めてまいります。あわせて、西日本の自治体と連携した西のゴールデンルートによる欧米豪への訴求、食の魅力発信や市内周遊の促進などにも積極に取り組んでまいります。引き続き、変化するインバウンド動向を的確に捉えるとともに、観光客数に加え、宿泊者数、消費額、滞在時間などを把握しながら、データに基づき、施策を磨き上げ、観光大都市への進化を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、オーブントップバスを周遊型観光の中でどのように位置づけ、今後の改善、展開を図っていくのかについてでございます。

北九州市には、門司港レトロ、小倉城、若戸大橋、皿倉山、工場夜景など、歴史、文化、自然、産業といった多彩な魅力を有する観光資源が数多くございます。こうした市内各所の観光資源の特色をさらに引き出すとともに、相互に有機的に結びつけ、回遊性の高い周遊ルートを形成することが滞在時間の延伸や観光消費の拡大につながるものと認識しております。

このような中、本年3月から運行が開始されました北九州オーブントップバスは、単なる移動手段ではなく、移動そのものを観光体験に変える新たな周遊コンテンツでございます。屋根のない開放的な車両から、関門海峡、工場地帯、響灘の風車などを3メートルを超える高い視点で一望できることは、北九州ならではの景観を新たな角度から楽しんでいただき、観光資源としての価値を高めていく上で大きな可能性を有するものと考えております。実際に、運行開始後、乗車された方からは、SNS等におきまして、関門橋を真下から堪能した、屋根がないため都市高速が迫力があつた、地元の方でも楽しめたなど好意的な声が多数寄せられており、北九州市の魅力発信につながっております。

一方で、認知度向上、ルートの魅力づけ、ガイド内容の充実、乗車後の消費動線づくりなど、さらに磨き上げるべき課題もあると考えております。このため、利用者の声や乗車後の行動、SNSなどでの反応を把握し、運行事業者と共有しながら、プロモーションの強化、案内内容の改善、イベントやエンタメとの連動などに取り組んでまいります。今後とも、オーブントップバスが町に彩りを添える新たな風景として定着し、周遊型観光のシンボルとなるよう、関係事業者と連携を深めながら都市ブランドの向上につなげてまいります。

最後に、ポップカルチャーのさらなる活用について、日田市との連携を強めるなど広域的なポップカルチャー観光ルートの形成を積極的に進めるべき、についてお答えいたします。

近年、日本発の漫画、アニメ、ゲームなどのコンテンツは世界市場における存在感を一段と高めており、国におきましても成長投資を進める重点17分野の一つに位置づけております。こうした中、北九州市では、漫画ミュージアム、あるあるCity、北九州ポップカルチャーフェスティバル、さらには映画の町としての取組など、多様なコンテンツを北九州ならではの強みとして活用し、にぎわいの創出と都市ブランドの向上に取り組んでまいりました。これまでの取組が評価され、北九州市は本年3月、国のコンテンツ地方創生拠点の第1弾として全国23拠点の一つに選定されたところでございます。

また、議員御案内のとおり、日田市におきましては進撃の巨人による市民、民間事業者、行政が連携したまちおこしが進められており、作品の世界観を大切にしながらファンの来訪を町なかの回遊や消費につなげている点で、北九州市にとっても大変参考になる取組であると認識いたしております。加えて、日田市の進撃の日田まちおこし協議会も、北九州市と同じく、コンテンツ地方創生拠点に選定されております。さらに、訪れてみたい日本のアニメ聖地88におきましても、北九州市漫画ミュージアムと進撃の巨人in HITAミュージアムが共に名を連ねております。こうした両地域の強みを結びつけ、広域的なポップカルチャー観光ルートを

形成することは、北九州市への新たな誘客促進に有効な取組と考えております。今後は、日田市との連携に向けて、両市の関係者や民間事業者と情報共有を進め、相互PR、モデルコースの造成など、実現可能な取組から検討してまいりたいと考えています。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）48番 本田議員。

○48番（本田一郎君）御答弁ありがとうございます。第2質問の前に、1つ訂正、おわびがあります。私たちメンバーでまるまる戸八会と北九州党が合併した思いが強くて、〇〇推し課（おしか）のことをつついまるまる推し課と申し上げました、第1質問で。それ訂正させていただきます。

それでは、第2質問に移らせていただきます。

市長から〇〇推し課についての答弁をいただきました。これは、中村じゅん子議員等々も質問されておりましたけれども、おおむね同じような答弁でありましたけれども、今やっている取組の第1弾のプロジェクトとしてギラヴァンツ北九州でのおもてなしキャンペーンということで、これはアウエーのお客様に対してのおもてなしということで、市外からの来場者に対してのおもてなしというのはとても重要なことであって、全てのことに結びついてくると思います。これは、旅行とかイベントだけではなく出張客や、例えばスポーツ大会とか、いろんな市外から来られる方にとってもプラスになることと思いますので、まだまだこれ始まったばかりですので成果は分かりませんが、また報告をお願いいたします。

それから、〇〇推し課の取組ロードマップ案で、推し活経済の創出の中でクリエイターの育成、集積を5年程度かけて築くとされています。しかし、今や生成AIの急速な進展により、クリエイター業務そのものが大きく変容の危機にさらされています。イラスト動画編集、シナリオ制作、これらの分野ではAIが人の創造を代替し始めている現実があります。こうした時代の変化を踏まえ、5年かけて育てるでは遅いと考えます。むしろ今の瞬間から、この瞬間から北九州で活躍できるクリエイターを育てる仕組みを構築することが重要だと思っております。

北九州はかつて、ものづくりの町として全国に名をはせました。そのDNAを人づくり、技づくり、創り出す力へと転換することこそ、次の時代の産業戦略と考えます。AIに押されるのではなく、AIを使いこなすクリエイターを育てる。そのためには、大学、専門学校、企業、行政が一体となった北九州クリエイターアカデミー構想のような仕組みを早期に立ち上げ、市内の若者が北九州でつくる、北九州から発信することを誇りに思える環境を整えるべきだと考えております。

そこで、お尋ねします。本市として、AI時代の変化を見据え、ロードマップ5年構想にとどまらず、よりスピード感を持ってクリエイター育成を進める具体的な方策等があれば、お示しください。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）ロードマップとして5年というのは示しておりますけれども、一から育てるといえるのか、人材育成というのはかなり時間がかかりますので5年というのを設定しておりますが、例えば今、盛んにIT企業の誘致だとか、そういったところにAIだとかそういう人材が必要な企業もたくさんございまして、そういう企業が立地することによってそういう人材もこの地に来たりということで、〇〇推し課ではそういうロードマップを示していますけれども、並行してそういう人材をどんどん育てていく。北九大の新しい学部もありますし、そういったことでIT企業などと一体になって頑張っていかなければいけないと思っています。以上でございます。

○議長（中村義雄君）48番 本田議員。

○48番（本田一郎君）ありがとうございます。実は先月、とある会で武内市長の講演を拝聴しました。その際に武内市長も、人づくりというのは、本当にその重要性を熱く語っておられておまして、ものづくりの町において人づくりがとても重要な、次世代の中心産業になるとも説いておられましたので、ぜひその熱量でどんどん推進していただければと思っております。さらに言うならば、地元若松あつまる会という中小企業とか普通の団体が150社加入している団体がありまして、その団体の中でも、私がヒアリングする機会がありまして、数十社が、本当は事業拡大したいんだけど人材不足だと。その人材育成がさらに事業拡大できるんだということを、かなりの数の業者の方もおっしゃっておりました。私たち会派も、ものづくりの町、それを支えるのが人です。その人づくりを進めていく、それがまちづくりにつながっていくということは常に議論している内容でありますので、ぜひともそういった部分を市長、旗を振って進めていただければと考えております。

時間がないので、次にインバウンドの現状についてなんですけれども、これも私の地元で、早稲田大学の大学院の留学生が今、観光フィールドワークに取り組んでおります。若松の農産物、海産物、観光を勉強して、それを英語だとか母国語で世界に発信するという取組を昨年からやっております。昨年は若松北海岸、今年は若松南海岸や商店街の研究を重ね、それを世界に発信する。先ほど、局長の答弁でもありましたとおり、世界に発信することが大事、認知度の向上が大切だというふうな答弁もありましたので、そういったところの学生もそういった取組をしているんだということを念頭に置いていただいて、ぜひともそういったところも支援できるような体制を取っていただければと要望して、時間がないので終わります。日田市の件はすいません、できませんでした。

○議長（中村義雄君）進行いたします。56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）皆さんこんにちは。本日のラスト登壇になりました。日本維新の会の有田絵里です。まずは、議場の皆様、そしてケーブルテレビ、インターネット中継で御覧の皆様、いつもありがとうございます。

今、国会では、まさに日本の在り方が変わるような新たな法案が与党内で検討されています。そこで、今回は、これからの北九州市としての在り方を議論し、未来について一緒に語れるような質問にしていけたらと考えています。ぜひとも、武内市長並びに執行部の皆様、そして議員の皆様、市民の方々と思いを共有できるような時間にできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、先日、鷹木議員も同様の質問をされていらっしゃるようですので、多少かぶるところもありますが、御了承ください。

それでは早速、一般質問に入らせていただきます。

今回は、副首都構想について質問いたします。

近年、日本では、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害への備えが大きな課題となっています。また、感染症の拡大やサイバー攻撃、国際情勢の変化など、国家機能そのものを脅かす様々なリスクも高まっています。こうした中、国会では、自民党、日本維新の会と2つの政党より副首都構想に関する骨子案が示されました。副首都構想と言うと、どの都市が副首都になるのかという議論として受け止められがちですが、私は、その本質は、日本の政治、行政、経済、情報などの機能が東京圏へ集中している現状を見直し、国家機能を適切に分散することで日本全体の危機管理能力や持続可能性を高めていくことにあると考えています。つまり、副首都構想とは単なる都市間競争ではなく、東京が止まっても日本を止めないための国家戦略であり、国家機能分散をどのように実現していくのかという議論そのものであると考えています。

その意味では、本市がこれまで取り組んできたバックアップ首都構想も国家機能分散という考え方と方向性を同じくするものであり、副首都構想との親和性は高いものと認識しています。武内市長もこれまで、東京が機能停止しても日本全体が停滞しない体制づくりの重要性を発信されてきました。また、福岡県や福岡市においてもプロジェクトチームをつくり、副首都構想に関する検討が進められていると伺っています。私は、今回の副首都構想に関する議論は、単に新たな制度をつくるという話ではなく、日本全体の未来を考える中で北九州市がどのような役割を果たしていくのかを考える非常に重要なテーマであると感じています。

私は、北九州市にはまだまだ大きな可能性があると考えています。これまで本市は、公害克服の歴史をはじめ、ものづくりの町として日本の発展を支えてきました。そして今、新しい技術や産業への挑戦も始まっています。私は、北九州市の強みは単に産業基盤や交通インフラだけではなく、人に寄り添いながら新しいことに挑戦する力にあるのではないかと感じています。近年、本市は介護DXや先進技術の活用など、人の暮らしに寄り添う技術革新にも力を入れています。また、フィジカルAIといった新たな分野への挑戦についても積極的な姿勢を示しています。私は、このような取組は単に新しい技術を導入することが目的ではなく、技術を通じて人の暮らしをよりよくしようとする北九州市らしい挑戦であると考えています。だからこそ、国家機能分散という大きな議論の中においても本市には果たすべき役割があり、積極的

に挑戦していくべきだと考えています。そして、その挑戦の先にある未来を、これからを担う子供たちへ引き継いでいくことが私たちの責任ではないでしょうか。

また、私は、本市の強みは単にインフラや産業集積だけではないと考えています。本市はこれまでも、国家戦略特区やグリーンアジア国際戦略総合特区などを活用しながら様々な挑戦を続けてきました。そこには、地域の課題を解決するために必要な制度改革や規制改革を自ら提案し、実現していこうとする姿勢があったのではないかと思います。実際に本市は、環境分野やエネルギー分野をはじめ、多くの先進的な取組を進めてきました。私は、この自ら考え、自ら挑戦してきた経験こそが本市の大きな強みであると考えています。国が制度をつくるのを待つのではなく、自ら課題を見つけ、必要な制度や仕組みを提案してきた自治体だからこそ、本市には新たな国家的課題に対しても主体的に関わる力があるのではないのでしょうか。

私は、このテーマを今取り上げることに大きな意味があると考えています。なぜなら、副首都構想は既に完成した制度ではなく、まさに今、国において制度設計や法整備の議論が進められている段階だからです。制度が固まった後に意見を述べることも重要ですが、制度の内容や運用の方向性が決まる前の段階こそ、地域の実情や課題を踏まえた意見を反映できる最も重要な機会です。地方自治体が主体的に議論へ参画することで、実効性が高く、地域の発展にも資する制度設計につながると考えています。私は、地方分権の議論においてもそうですが、制度が完成した後に地域の意見を反映することは決して容易ではないと考えています。だからこそ、制度が形づくられる今こそ、本市としての考えや可能性を整理し、地域の実情に即した提案や要望を積極的に発信していくことが重要ではないのでしょうか。

また、副首都構想は1つの自治体だけで完結するものではなく、広域的な連携の中で進めていくべきものだと考えています。私は、副首都構想に関する議論が進む中で、福岡県や福岡市と3本の矢で連携しながら、その役割を果たせるのであれば、積極的に挑戦できる制度となることを期待しています。それは、本市の成長機会を広げるだけでなく、九州全体の発展や我が国の多極分散型の国土形成にも貢献する意義のある取組であると考えます。

本市には、北九州空港、新幹線、港、高速道路網などの交通インフラがあります。また、長年培われてきた産業基盤や技術力など、本市ならではの強みもあります。こうした強みを生かしながら、本市が国家機能分散の中でどのような役割を果たしていくのかは、今後の北九州市の将来を考える上での重要なテーマであると考えています。一方で、副首都構想は現在も制度設計の途上にあり、対象となる自治体や要件、どのような役割分担が想定されるのか、都道府県と政令指定都市の関係をどのように整理していくかなどについては今後整理されていくものと承知しています。だからこそ、本市としても早い段階から議論に関与し、自らの役割や強みについて整理するとともに、関係機関との連携を深めながら、その可能性を積極的に検討していくことが必要ではないのでしょうか。

そこで、4点お尋ねいたします。

第1に、自民党、日本維新の会両党が示した副首都構想の骨子案について、本市はどのように認識し、本市が進めてきたバックアップ首都構想との関係をどのように整理しているのかお尋ねいたします。

第2に、国家機能分散の観点から、本市はどのような役割を担うことができると認識しているのかお尋ねいたします。

第3に、副首都構想に関して、福岡県及び福岡市との間で現在どのような連携や情報共有を行っているのかお尋ねいたします。

第4に、今後、制度設計が進む中で本市としても主体的に議論へ関与し、本市の役割や強みについて国や県に対して発信していく考えがあるのか、市長の見解をお尋ねいたします。

以上を第1質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、総論についてお答えいたします。

副首都構想につきましては御質問いただきましたけれども、その総論につきまして、近年、災害の頻発や不安定な国際情勢など、日本全体を取り巻くリスクが高まっております。そうした中、いざというときにも国の機能や経済活動を止めないための備えをするために、日本全体で多極分散型経済圏をつくっていくということが重要な政策課題になっていると認識をしております。

こうした中、副首都構想の骨子案におきまして、大規模災害時に一定期間、首都中枢機能を代替する機能や多極分散型経済圏形成の中核となる機能を担う地域を設けることは、国の在り方としても重要な課題であると考えております。また、こうした日本全体を支える取組は、都市間で競い合うのではなく、それぞれの強みを生かしながら連携をしていくことが重要であると考えております。

北九州市には、水、エネルギー、産業基盤、インフラなど、様々な面で日本を支えるポテンシャルがあると確信をしており、令和5年11月からバックアップ首都構想を掲げ、取組を進めてまいりました。また、福岡県には特徴の異なる2つの政令市がございます。福岡市には商業の集積があり、北九州市には物流やものづくりの基盤がございます。こうした特性を生かし、福岡県、福岡市、北九州市がそれぞれの役割を果たしながら一体となることで、日本を支える副首都としての役割を担い得ると考えております。

いずれにしましても、副首都構想につきましては現時点で法案の骨子案が示されているのみであり、いまだ法案の詳細については与党による事前審査の最中であり、国会の審議も行われていないという状況にあることから、今後も引き続き国の動向を注視しつつ取り組んでまいりたいと考えております。以上です。各論については担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君） 政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君） 副首都構想につきまして、骨子案についての認識とバックアップ首

都構想との関係性、国家機能分散の観点から北九州市がどういう役割を担い得るか、福岡県及び福岡市とどのような連携をしているか、そして、北九州市として国、県に対して発信していくという点についてお答え申し上げます。

まず、副首都構想につきましては、現在、国において法案化に向けた議論が進められているという状況でございます。その議論の中で示された骨子案によりますと、副首都は大規模災害時に一定期間、首都中枢機能を代替し、多極分散型経済圏形成の中核となる機能を担う道府県として位置づけられていると認識をしております。令和5年11月から北九州市が掲げてきたバックアップ首都構想がございますけれども、これは北九州市が有する町の強さ、豊かさ、しなやかさというポテンシャルを発信し、磨き続け、将来的な政府機関等の移転も視野に、企業の経済活動継続に不可欠な機能を集積していくことで、大規模地震などの災害と対する日本を支える拠点としての役割を果たすことを目的としたものでございますけれども、これは副首都構想の考え方とも符合しているものと考えております。

北九州市ですけれども、議員も御指摘いただきましたとおり、高度なものづくり産業の集積地であるとともに、再生可能エネルギーを含めたエネルギーの安定供給、豊富な水資源、充実した陸海空の交通・物流インフラがございます。加えて、首都圏との同時被災リスクが比較的低く、アジアに近いという地理的優位性も有しております。また、副首都に求められる首都中枢機能を代替し、多極分散型経済圏形成の中核となる地域として十分な役割を担うことができると認識をしております。また、福岡市は、商業が集積し、国の出先機関が一定数立地しているという特性を有しております。こうした特徴を持つ北九州市と福岡市、福岡県が連携し、広域的な機能分担を図ることで、国が求める副首都にふさわしい圏域になり得るのではないかと考えております。

福岡県、福岡市とは、副首都構想について事務的にも適宜情報共有等行っておりまして、連携して取り組むという方向で認識を共有しているところでございます。国や県に対する発信について御提案をいただいたところでございますけれども、副首都構想は現在、国におきまして法案やそれに基づく詳細な制度設計が検討されている段階だと認識をしております。今後も、福岡県、福岡市と緊密に連携を図り、国の動向も注視しながら情報収集等に努めてまいりたいと考えております。答弁については以上になります。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございました。武内市長、政策局長と、お二人とも丁寧な御答弁ありがとうございます。本市にも国家機能分散の中で一定の役割を果たす可能性があるということ、また、福岡県、福岡市とも情報共有を行っていただいている、対応していただいている、また、副首都構想に関しては本市が進めてきたバックアップ首都構想というのが国家機能分散という点で方向性を同じくするものであるということ、認識について共有させていただけたと思います。私は、ここからさらに大事になるのは、その可能性を市民の暮らしや北九州

市の発展にどうつなげていくのかという点だと考えておりますので、それではここから、かなり時間が余りましたので、第2質問させていただきたいと思います。

ここからは市民にとってのメリットを伺ってまいります。

副首都構想は国家機能分散という大きな議論であり、市民の皆様からすると少し遠い話に感じられるかもしれません。しかし、海外を見れば、例えばブラジルのブラジリアやマレーシアのプトラジャヤのように、行政機能や首都機能の移転、分散が新たな都市開発や経済圏形成につながった例というの也有ります。つまり、副首都構想は単なる名称や位置づけの話ではなく、雇用、産業、投資、まちづくり、若者の定着、さらには広域インフラ整備にもつながる可能性を持つ議論だと考えております。

そこで、お尋ねいたします。本市として副首都構想に関わることで市民にとってどのようなメリットが期待できるとお考えでいらっしゃるか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君）市民の皆様へのメリットについてということのお尋ねがございました。副首都構想につきましては、先ほども御説明させていただきましたけれども、国会の法案提出に向けて現在与党で事前審査を行っているという状況でございまして、引き続き国の議論をきっちり見守っていく必要があると考えております。ですので、現時点で詳細にメリットについて御説明する、述べるということはなかなか難しいところではあるんですけれども、他方で、これまで明らかになっている情報、法案の骨子が出ておりますけれども、それによりますと、政府は副首都に対して、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進ですとか規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置などを講ずるということがされております。ですので、これらが法律に具体的に盛り込まれたというような場合には、市民の生活基盤の充実ですとか雇用の創出、地域経済の活性化等々の効果が生じるのではないかとすることは想定されるかと言えらると思います。以上になります。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）局長、ありがとうございます。私もそこに関しましては異論なくなんですけれども、同じように市民の皆様にとってのメリットというのを考えたときに、産業振興や雇用創出という部分もそうなんですけれども、国家機能分散を支える広域インフラ整備も私は重要だと考えております。例えば、北九州空港の機能強化やアクセス改善、東九州新幹線、下北道路などは、単なる地域要望ではなく、本市、そして九州全体、さらには国全体の観点からも重要なインフラだと思っております。市民にとっても、こうしたインフラ整備の議論が前に進むことは、副首都構想の分かりやすいメリットの一つになるのではないのでしょうか。副首都構想を契機として、こうした広域インフラ整備の必要性を国や県に対してより強く発信していく考えはないのか、よろしければ、お伺いいたします。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君）インフラ整備につきまして、こちらについても骨子には都市基盤の整備ということで書かれているということでもありますけれども、すいません、繰り返しのようになって恐縮ではあるんですけれども、現時点では国のほう、自民党と日本維新の会で法案の枠組みを今議論されているという状況になっておりますので、インフラ整備について今の現時点で何か申し上げるということはなかなか難しいのかなと考えております。ただ、いずれにしましても国の動向を注視しながら、こういったことが起こり得るのかというのとも考えながら情報収集に努めて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。まだ骨子案しか出ていないというところもあって、情報整理だとか収集がメインになっているというのが今の本市の状況なんだなというのが改めて分かりました。本市にも、先ほどの御答弁の中で、国家機能分散の中で一定の役割を果たす可能性があるということであれば、次に重要なのは、その役割を国や県から示されるのを待つのか、それとも本市自身が主体的に整理して発信していくのかという点だと考えております。市長は頻繁に東京に上京されていて、省庁はじめ各界の方々と交流されて、大変活発に北九州市のPRをされていらっしゃると思います。その中で、しかるべき関係者から情報を得たり、また、北九州市の熱量を伝えることもできるのではないかなと思っております。副首都構想について、今後しかるべき関係者への働きかけなどを行う予定はないか、市長によろしければ伺いしたいです。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）働きかけというのが何を意味するのか判然としないところもあります。が、むしろ法案の詳細について日本維新の会から教えていただかないといけない面もあるんですけれども、これから法案が成立してチャレンジをしていくということに進んでいくことになるのであれば、もちろんそういった段階において市民の皆さんあるいは議会の皆さんともベクトルを合わせ、そして多くの方々に、何ていいますかね、応援ということで直接的にどういふふうに関わっていくのか、東京にいる方がどう関わっていくのかはあれですけど、やはり北九州市のポテンシャル、北九州市が災害対応力が強く、また、地方経済圏の中で日本の経済圏として福岡圏域全体として力を持っていく、こういった理解を幅広く持っていただく。これは、機運を醸成するという意味では寄与するという側面があると思いますので、それはもちろん副首都構想という議論の流れの中においても、またそれ以外においても常に、北九州市というもののプレゼンス、そして日本という国における占め得る重要性、こういったことはいろんな形で発信し、そしてまた理解を得ていく。ある種、平たく言えばシンパシーを持っていただく、または仲間を広げていく、こういう努力は常に不断の努力を続けていきたいと考えております。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。まさに、この後、機運醸成ということを質問させていただきたいと思っておりました。私も、北九州市の強み、先ほども申し上げました、国家戦略特区とか総合特区のことをいろいろお話しさせていただきました。新しいことにチャレンジする、挑戦する、武内市長が今まさに北九州市でやられていることではないかなと思っております。その姿勢に関してはいつもいつもありがたいと思っております。北九州市の今まさに考えなきゃいけない、副首都構想に向けてどういうふうなことができるのかということを考えていかなければいけない来るべき日に向けて、行政だけでなく議会、企業、地域も含めて副首都構想への参画に向けた機運を高めていくこと、これもおっしゃるとおり必要だと思っております。今、副首都構想においては、特に福岡市の高島市長が全国的にもかなり目立っていらっしゃるようなイメージ、アピールされていると思います。3本の矢でとおっしゃるのであれば、首長3人で同じくらいメディアに露出していただけるような気概で、さらなる発信によって、まずは市内、また市庁舎内の機運や緊張感を高めていってほしいと思うんですけれども、そこに関しましてぜひ御見解をお伺いいたします。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君）機運の醸成というところにつきましてお尋ねいただきました。副首都構想につきまして骨子を拝見しますと、道府県が、これがまさに副首都ということで進めていくということが明示的に記載をされております。ですので、福岡県の場合は福岡市と北九州市というそれぞれ役割の異なるというか、それぞれの持ち味を持った政令市がその中にあるということです。県が副首都についてはイニシアチブを取ってこの議論を進めていくということがまず重要になってくるかなと考えております。その中で、今、福岡県知事、福岡市長、あと北九州市長もそれぞれ同じ方向を向いて3本の矢でということで出ておりますけれども、そういった形で常に連携を図りながら、御理解もそれに伴って深めていくような発信をしていくということが重要になってくるかなと考えております。以上になります。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。最後に、市長にお尋ねいたします。

北九州市の市政運営、都市経営のDNAは挑戦だと思います。現時点で骨子案のみしかまだ出ていないということで、細かい具体的な取組を表明することは難しいというのはおっしゃるとおりだと思います。難しいかもしれませんが、もう少し前のめりに挑む、挑戦するという意欲をぜひ市長の言葉でお聞かせいただけたらと思っております。

北九州市の歴史を遡れば、この町は国策や国レベルの動きがきっかけとなって大きな成長もたらされてきた都市です。とりわけ官営八幡製鐵所の誘致によって、北九州市は鉄の町として、日本を支える産業都市として発展してきました。また、戦前には軍都とも呼ばれ、国を支える重要な役割を担ってきた歴史があります。しかし、その発展は偶然ではありません。当時、この町の未来を信じ、何としても官営八幡製鐵所を誘致しようと血眼になってすさまじい

熱量で動いてくださった先人たちの努力があったからこそだと思っております。私は、この挑戦のDNAは今の北九州市にも流れていると信じています。そして、今回の副首都構想は、北九州市が再び日本の大事な役割を担うことができるかもしれない、次の100年を左右する大きな転換点になり得る議論だと考えています。

一方で、行政機能の誘致という観点で見れば、国の行政機関の立地状況に関する資料では、対象となる国の出先機関20のうち本市に所在するものは2つにとどまる一方で、福岡市には12の機関が所在しているとされています。この現状を踏まえれば、仮に今後、副首都構想の中で行政機能の分散や代替機能の議論が本格化したときに、制度の細かい部分が決まってから動くのでは私は間に合わないのではないかと危惧しています。だからこそ、本市としてどの行政機能を担えるのか、どの機能を誘致すべきなのか、またそのために何が必要なのか、今の段階から私は整理しておく必要があると考えております。制度設計が進んでいる今の段階から、本市の強み、担える役割、国や県に求める制度、そして必要となるインフラ整備について、庁内で横断で整理を始めるべきではないでしょうか。仮に、市長が明日にも国へ行って北九州市の可能性を説明すると決断されたときに、庁内として十分な説明ができる準備ができている状態であってほしいと私は思っています。

副首都構想に挑戦する覚悟を、市長の言葉でぜひお聞かせいただきたいと思います。その覚悟を具体的な動きにつなげるため、庁内横断的な検討体制を早急に整える考えはないか、市長にお尋ねいたします。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（遠坂佳将君）庁内横断的な体制というところについてお尋ねでございました。骨子に書かれてあるところ、副首都のところですね、整備方針というものをまず定めることになっております。これは、まずは県内においてどういった副首都の機能をつくっていくかということが掲げられております。ということですので、福岡県とまずきっちりと議論をして、どういった機能が北九州市の中に求められるのかということをしっかり議論していく必要があるのかなと考えております。ですので、法案の詳細がまだこれからということにはなりますけれども、法案の内容が明らかになった際に、必要に応じて課題ですとか庁内の体制について整理、検討していくような方向で考えていきたいと考えております。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）しっかり事務的にもやっていきますし、3本の矢になって、北九州のポテンシャルをしっかり生かしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村義雄君）本日の日程は以上で終了し、次回は6月9日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時30分散会